

静岡県石油コンビナート等防災計画

平成 21 年 7 月

静岡県石油コンビナート等防災本部

目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	基本方針	2
第4節	特別防災区域の範囲	2
第5節	特別防災区域の概況	3
第6節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
1	県	5
2	県警察	5
3	市	6
4	特定地方行政機関等	6
5	自衛隊	8
6	関係公共機関	8
7	特定事業者	8
8	防災関係団体	9
9	その他	9

第2章 防災組織

第1節	防災本部	11
1	組織	11
2	所掌事務	11
3	県災害対策本部との連携	11
4	事務局	11
第2節	現地本部	13
1	設置基準	13
2	組織	13
3	設置場所	14
4	所掌事務	14
5	現地本部廃止	14
第3節	防災関係機関の活動体制	15
1	防災組織の確立	15
2	防災活動要領の制定等	17
3	防災本部への報告	17
第4節	特定事業所における防災体制	18
1	自衛防災組織	18
2	共同防災組織	18

3	広域共同防災組織	18
4	相互応援体制の確立	18
5	特別防災区域協議会等	19
第3章	通報及び情報の収集伝達計画	
第1節	通報体制	20
1	異常現象の範囲	20
2	通報基準	21
3	通報系統及び手段	21
第2節	災害情報の収集及び伝達	23
1	情報の収集及び伝達	23
2	報告書の提出	23
第3節	津波警報等及び地震・津波情報等の伝達	24
1	連絡を行う情報等の種類	24
2	警戒宣言等の伝達経路及び方法	24
様式1	即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」	26
様式2	地震等災害報告書	28
様式3	異常現象報告	29
様式4	事故報告	31
第4章	災害想定	
第1節	調査内容	33
1	評価対象施設	33
2	評価対象災害	33
3	評価手法	34
第2節	想定災害の抽出基準	37
1	平常時の事故及び地震時の短周期地震動による被害の評価	37
2	地震時の長周期地震動による被害の評価	38
3	地震時の津波による被害の評価	38
第3節	調査結果	39
1	平常時の想定災害	39
2	地震時の想定災害	40
第4節	防災対策の基本方針	43
1	平常時における事故	43
2	地震時の短周期地震動による被害	43
3	地震時の長周期地震動による被害	43
4	地震に伴う津波被害	43

第5章 災害予防計画

第1節	平常時災害予防計画	44
1	特定事業所における予防対策	44
2	防災関係機関における予防対策	46
第2節	自然災害予防計画	47
1	地震災害予防計画	47
2	その他の自然災害に対する予防計画	48
第3節	防災教育及び防災訓練の実施	49
1	防災教育	49
2	防災訓練	50
第4節	防災資機材等の整備計画	52
1	特定事業者の整備計画	52
2	防災関係機関の整備計画	52
第5節	通信設備整備計画	53
1	特定事業者	53
2	防災関係機関	53
第6節	防災に関する調査研究	54
1	特別防災区域及び特定事業所等の実態調査	54
2	調査、研究の実施	54
3	調査、研究に対する協力	54
第7節	航空機事故に関する予防計画	55
1	航空安全確保に関する規則	55
2	防災関係機関の措置	55

第6章 地震防災応急対策計画

第1節	平常時の防災対策	56
1	要員の確保	56
2	活動体制の整備	56
第2節	防災関係機関の活動	58
1	県	58
2	県警察	58
3	市	58
4	防災関係機関	58
5	特定事業所	59
6	地震防災応急対策組織の設置	60

第3節	警戒宣言等の情報伝達	61
1	連絡を行う情報等の種類	61
2	警戒宣言等の伝達経路及び方法	61
3	応急対策の実施状況の報告	62
第4節	特定事業所における保安対策	63
第5節	消防対策	63
第6節	医療対策	64
第7節	避難対策	64
第8節	交通対策	64
第9節	緊急輸送計画	65
	様式5 特定事業所地震防災応急対策実施状況報告書	66
第7章 災害応急対策計画		
第1節	平常時災害応急対策計画	67
1	陸上施設等火災・爆発応急対策計画	67
2	可燃性ガス・毒性物質の漏えい応急対策計画	69
3	石油等流出防御応急計画	71
4	接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画	73
第2節	自然災害応急対策計画	76
1	地震災害に対する措置	76
2	津波、高潮及び台風対策	77
第3節	災害広報計画	79
1	実施機関	79
2	広報活動の分担	79
3	広報活動の基本	79
4	特定事業者の措置	79
5	防災関係機関の措置	80
6	報道機関への協力	80
第4節	避難計画	81
1	実施機関	81
2	勧告及び指示の基準	81
3	勧告及び指示の内容	81
4	勧告及び指示の伝達方法	81
第5節	警戒・警備計画	82
1	実施機関	82
2	警戒区域の種類実施内容	82
3	防災関係機関の措置	82

第6節	交通規制対策計画	83
1	実施機関	83
2	交通規制の目的	83
3	交通規制の方法	83
4	交通規制の広報	83
5	緊急通行車両の確認	83
第7節	救出・救急医療対策計画	84
1	救出応急対策	84
2	救急医療対策	84
第8節	防災資機材調達・輸送計画	87
1	実施機関	87
2	調達手続	87
3	輸送力の確保	87
第9節	応援要請計画	88
1	要請者	88
2	応援要請	88
3	防災本部への報告	88
第8章	災害復旧計画	
第1節	災害復旧の基本方針	89
第2節	公共施設等の災害復旧	89
1	ライフライン等の災害応急対策	89
2	災害復旧事業	89
第3節	コンビナート施設等の災害復旧	90
1	防災関係機関	90
2	特定事業者	90

第1章 総 則

第1節 計画の目的

石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）においては、大量の石油、高圧ガス等が種々の装置、設備、施設等により貯蔵され、また取り扱われており、火災、爆発、漏洩若しくは流出その他の事故又は東海地震、東南海・南海地震をはじめとする地震、津波その他の異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある。

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づく東海地震に関する地震防災強化計画及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海特措法」という。）第6条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、特別防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業者、国、県、市及びその他の防災関係機関等が実施すべき防災業務とその責任を明確にし、かつ、これらの関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画である。
- 2 この計画は、災害対策基本法に基づく静岡県地域防災計画とともに本県の防災対策の根幹をなすものである。
- 3 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。
- 4 この計画は、静岡県地域防災計画及び静岡市地域防災計画と調整が図られており、特別防災区域に係る防災対策について、この計画に定めのない事項は災害対策基本法第10条及び石災法第32条の規定により、災害の状況に応じ静岡県地域防災計画及び静岡市地域防災計画を準用し、必要な対策を実施する。

第3節 基本方針

この計画においては、本県の石油コンビナート地区の立地環境の特殊性を考慮し、特別防災区域に係る災害が周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、特定事業者をはじめ、防災関係機関はその果たすべき責務を十分認識し、次の基本方針に沿って防災体制の確立及び災害の予防並びに災害が発生した場合の応急対策に万全を期するものとする。

- 1 災害の防御にあたっては県民の安全対策を最優先する。
- 2 特別防災区域内に係る災害の態様、発生の可能性等について、防災関係機関等において共通の認識をもち、災害の予防及び応急対策の推進を図る。
- 3 災害防止に対する第一次的責任を有する特定事業者は、当該事業所における防災対策の強化と事業所相互間の協力体制を確立し、災害の発生及び拡大の防止を図る。
- 4 防災関係機関等の業務、役割及び相互連携を明確にし、一体となった防災対策の推進を図る。

第4節 特別防災区域の範囲

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）及び同政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示（昭和51年通商産業省・自治省告示第1号）により指定されている。県内の特別防災区域は次のとおりである。

清水地区

静岡県静岡市清水区横砂南町1番及び2番、清水区横砂2252番1から2252番3まで及び2252番11から2252番13まで、清水区愛染町2番1から49番2まで並びに清水区袖師町1180番から1189番まで、1195番から1199番4まで、1209番から1248番まで、1354番から1397番まで、1402番から1496番5まで、1506番から1575番67まで、1877番12から1877番66まで、1900番から1972番までの区域

第5節 特別防災区域の概況

清水地区

1 地勢

この地区は県のほぼ中央部、奥駿河湾に位置する清水港の北側にあり、高圧ガス製造施設（LNG）、危険物の貯蔵タンク（油槽所）の施設が多く集中している、面積約113.8万m²の臨海工業地帯である。

2 地質

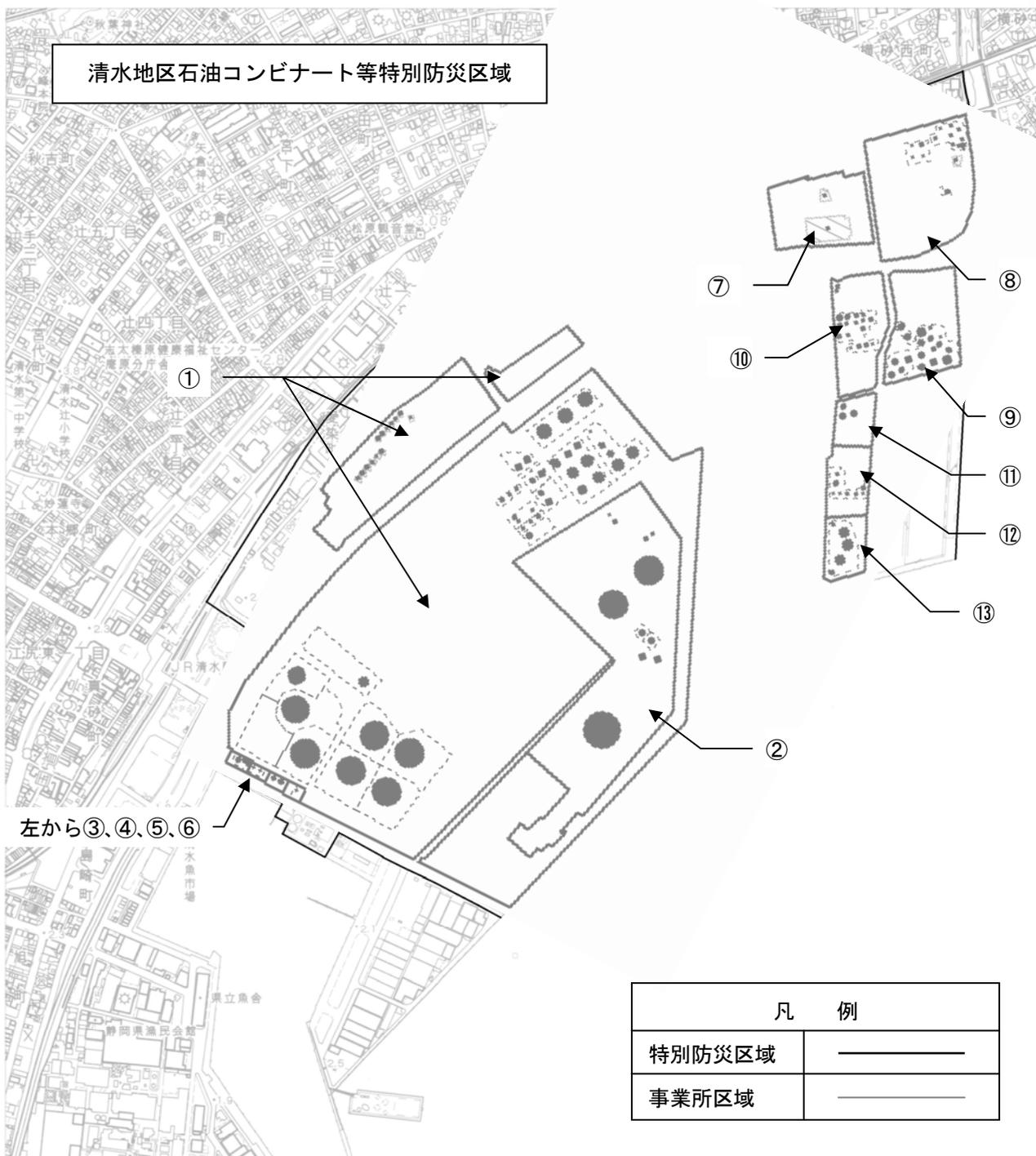
この区域は、清水港北岸の袖師から興津に至る狭い海岸平地でおおむね海拔5m内外の礫混じりの砂州からなっており、臨海部の埋立地は液状化現象が発生する可能性がある地質である。

3 特定事業所の概況

平成21年4月1日

地区名	区域面積 (万m ²)	貯蔵・取扱・処理量		
		石油 千kl	高圧ガス 千Nm ³	その他の危険物 千kl
清水地区	114	752	58,337	34

特定事業所数		
総数	第1種事業所 (内レイアウト規制対象)	第2種事業所
13	4 (2)	9



①	東燃ゼネラル石油(株) 清水油槽所	⑧	合同酒精株式会社 清水工場
②	清水エル・エヌ・ジー株式会社 袖師基地	⑨	ジャパンオイルネットワーク(株) 清水油槽所
③	日本鯉鮪漁業協同組合連合会	⑩	鈴与株式会社 ケミカルセンター
④	カメイ株式会社 清水油槽所	⑪	鈴与株式会社 ガスターミナル
⑤	静岡県漁業協同組合連合会 清水給油所	⑫	鈴与株式会社 袖師油槽所
⑥	株式会社 丸三商事	⑬	鈴与株式会社 袖師メタノールセンター
⑦	和信化学工業株式会社		

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

県は特別防災区域における県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営
- (2) 県庁内防災組織の整備
- (3) 市及びその他防災関係機関の防災事務又は業務に係る総合調整
- (4) 総合防災訓練の実施に係る企画・調整、支援及び事業所防災訓練に係る指導
- (5) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (6) 災害広報
- (7) 緊急消防援助隊の派遣要請
- (8) 自衛隊の派遣要請
- (9) 被災者の援助及び救援物資の備蓄、調達
- (10) 泡消火薬剤、油処理剤等必要な資機材の備蓄、調達、あっせん
- (11) 特定事業所の防災に関する指導
- (12) 高圧ガス施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (13) 防災に関する調査研究
- (14) 災害復旧対策
- (15) その他必要な応急対策

2 県警察

県警察は、特別防災区域における災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害に係る被害の発生及び拡大を防止し、防災活動の円滑な実行を支援するため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 情報の収集・伝達及び被害状況、災害原因等の調査
- (2) 災害の広報
- (3) 避難の指示、勧告及び誘導
- (4) 被災者の救出及び救護
- (5) 避難及び緊急輸送車両の交通確保のための交通規制の実施
- (6) 警戒区域の設定及び被災地の警戒警備

3 市

市は、住民に対しての防災上の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者の行うべき災害予防対策及び災害時における防災活動について必要な指導、指揮を行うとともに、消火その他防災活動を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の運営
- (2) 市庁内防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施、運営及び事業所防災訓練に係る指導・支援
- (4) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (5) 消火その他防災活動の実施
- (6) 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の育成指導並びに災害時における指揮、指導、監督
- (7) 警戒区域の設定
- (8) 災害広報
- (9) 避難の勧告、指示及び誘導
- (10) 被災者の救助及び救護並びに救援物資の供給及び調達
- (11) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導
- (12) 泡消火薬剤、油処理剤等必要な資機材の備蓄、調達
- (13) 特定事業所の防災に関する指導
- (14) 危険物施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (15) 防災施設の整備
- (16) 防災に関する調査研究
- (17) その他必要な応急対策

4 特定地方行政機関等

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び警察庁との連携
 - ウ 管区内防災関係機関との連携
 - エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - オ 警察通信の確保及び統制
 - カ 津波警報の伝達
- (2) 静岡労働局

- ア 事業所における労働災害防止の指導、監督
 - イ 災害発生時における労働災害調査
 - ウ 災害救助法が適用された場合、被災事業所に対する労災保険料の延納措置
 - エ 被災事業所に対する救急薬品の配布
 - オ 業務上被災労働者に対する労災保険の給付
- (3) 関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局
- ア 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - イ 特定事業所に対する立入検査
 - ウ 電気・ガス等施設の保安に関する指導、監督及び事故発生時の調査
 - エ 生活必需品、復旧資機材等防災関係機関物資の円滑な供給確保
 - オ 商工鉦業の事業者の事業の正常な運営の確保
 - カ 被災中小企業の振興
- (4) 中部地方整備局
- (港湾関係)
- ア 地震、津波、高潮、波浪及び浸食から港湾及び地域住民の生命、財産等を保護するための港湾施設の整備及び助言
 - イ 震災時の緊急物資及び人員輸送用岸壁等所管施設の耐震性の確保
 - ウ 港湾施設等の被災に際し、必要に応じて行う総合的な応急対策及び応急復旧並びに助言
 - エ 海上の流出油災害に対する除去等の措置
- (道路関係)
- オ 緊急輸送の確保に関する助言
 - カ 管轄する道路施設についての災害予防、災害応急対策及び災害復旧工事の実施
- (5) 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）
- ア 海上における情報の収集・伝達及び災害原因、被害状況の調査
 - イ 被災船舶乗組員の救出
 - ウ 消火活動及び流出油防除活動についての特定事業所等の指揮、監督
 - エ 被害拡大防止措置の実施
 - オ 海上警戒区域の設定及び警戒の実施
 - カ 海上交通規制の実施・避難勧告及び被災船舶の処分、曳航命令
 - キ 災害時における海上緊急輸送
 - ク 海上災害に関する広報
- (6) 中部運輸局
- ア 災害時における海上応急輸送のための民間船舶への協力要請
 - イ 船舶港湾荷役施設、倉庫及び造船所等の被害状況
- (7) 東京管区气象台（静岡地方气象台）
- ア 気象、高潮、波浪等の予報及び警報等の発表並びに気象情報の発表

- イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）、津波警報、津波注意報、津波予報及び地震・津波情報の通報
- ウ 気象庁が発表する噴火警報、噴火予報の通報
- エ 気象庁が発表する東海地震に関連する情報の通報

5 自衛隊

(1) 要請に基づく出動の場合

自衛隊は災害派遣要請者からの要請に基づき次の救援活動を実施するものとする。

- ア 被害情報の収集及び必要により防災活動機関に対する通報
- イ 被災者の救出及び救急の支援
- ウ 避難、炊き出し、給水等の支援
- エ 消防活動等防災活動の支援
- オ 道路等の応急啓開
- カ 人員、救助物資及び防災資機材等の緊急輸送の支援
- キ 通信の支援
- ク 特に要請に基づく危険な物件の除去

(2) 自主的に出動する場合

災害の発生が予想される場合、又は突発的な災害によりその救援が特に緊急を要すると認められ、かつ、災害派遣要請者からの要請を受けるいとまがない場合に自らの判断で災害派遣を実施することがある。この際、災害派遣要請者は、すみやかに要請の措置をとるとともに自衛隊の活動内容等について災害派遣命令者と協議するものとする。

6 関係公共機関

(1) 東海旅客鉄道(株)

- ア 鉄道防災設備の整備
- イ 災害対策に必要な物資及び人員輸送の確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 被災施設の調査及び復旧

(2) 日本赤十字社静岡県支部

災害時における医療助産その他救助の実施

7 特定事業者

特定事業者は、災害の発生及び拡大の防止について第一次的責任を有し平素から災害予防対策の確立を図るとともに災害時には災害応急措置を実施し、防災関係機関及び防災関係団体の防災活動に積極的に協力するほか、次に掲げる事項を実施する。

(1) 関係法令及び行政指導基準に基づく関係施設等の安全管理の徹底

- (2) 自衛防災組織の設置・整備
- (3) 特定防災施設等、防災資機材等の充実強化
- (4) 防災教育及び防災訓練の励行
- (5) 災害時における防衛活動の実施
- (6) 特別防災区域協議会の整備
- (7) 相互応援体制の確立
- (8) 共同防災組織の設置・整備
- (9) 広域共同防災組織の設置・整備

8 防災関係団体

- (1) 清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「特別防災区域協議会」という。）
 - ア 特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主活動基準の作成
 - イ 危険物、高圧ガス等による災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
 - ウ 特定事業所の職員に対する災害発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
 - エ 共同防災訓練の実施
 - オ その他協議会の目的達成に必要な業務の実施

9 その他

- (1) 静岡県沿岸排出油等防除協議会
 - ア 排出油等の防除に関する計画の策定
 - イ 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進
 - ウ 排出油等の防除に関する研修及び訓練
 - エ 排出油等の防除活動の実施の推進
 - オ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (2) 海上災害防止センター
 - ア 海上保安部の指示による流出油の防除活動の実施
 - イ 船舶所有者等の委託による油流出の防除及び消防艇による消火並びに延焼の防止活動の実施
 - ウ 油回収船、機械器具、オイルフェンス、その他船舶等の整備及び船舶所有者への援助の実施
 - エ 海上防災のための措置に関する訓練
- (3) 石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部
 - 災害発生時における、海水油濁の処理規程に基づく協力援助活動の実施
- (4) 清水港石油災害防止会
 - ア 危険物の取扱い、管理技術の研究
 - イ 輸送船積揚荷作業の安全基準の整備、改善

第1章 総 則

- ウ 防災施設、防災資機材の整備拡充
- エ 港内安全運航の推進
- オ その他石油災害防止に関し必要な事項の実施

第2章 防災組織

第1節 防災本部

防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成等石災法第27条第3項に規定する事務をつかさどるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、その規模、態様に応じ現地本部を設置し、総合的な防止活動を実施するものである。

なお、防災本部の運営等については、「静岡県石油コンビナート等防災本部条例」及び「静岡県石油コンビナート等防災本部運営要領」によるものとする。

1 組織

防災本部は、特別防災区域に係る防災に関し、県、特定地方行政機関、市、特定事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、次の本部員等で構成する。(図 2-1)

- (1) 防災本部は、本部長（知事）及び本部員をもって組織する。
- (2) 本部長に事故等があるときは、副知事、危機管理監の順にその職務を代理する。
- (3) 条例に定めるところにより、防災本部に幹事を置く。幹事は本部員の属する機関のうちから知事が任命する。

2 所掌事務

- (1) 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施を推進すること。
- (2) 防災に関する調査研究を推進すること。
- (3) 防災に関する情報を収集、伝達すること。
- (4) 災害が発生した場合において、防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- (5) 現地本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (6) 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との調整を行うこと。
- (7) 総務省消防庁職員の派遣を要請すること。
- (8) その他特別防災区域に係る防災に関する重要事項の実施を推進すること。

3 県災害対策本部との連携

東海地震、東南海・南海地震等広域災害発生時において、特別防災区域外の防災活動と連携の必要があると本部長が認めたときは、県災害対策本部と一体となった防災本部組織の運用を図るものとする。

4 事務局

事務局は危機管理局消防室職員をもって構成する。



図 2-1 防災本部員の構成

第2節 現地本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 設置基準

本部長が特に必要と認めたときに設置する。また、市長は、次の基準に基づき、現地本部を設置できるものとする。この場合において、現地本部は防災本部長が設置したものとみなす。

(1) 自然災害

- ア 大震法第9条による「警戒宣言」が発令されたとき
- イ 市内で震度5強以上の地震を観測したとき
- ウ 気象庁が静岡県予報区に津波警報を発表したとき

(2) 事故災害

- ア 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織及び消防機関では対応が困難な場合
- イ 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模が拡大するおそれがある場合
- ウ 事業所の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

2 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員等をもって組織する。

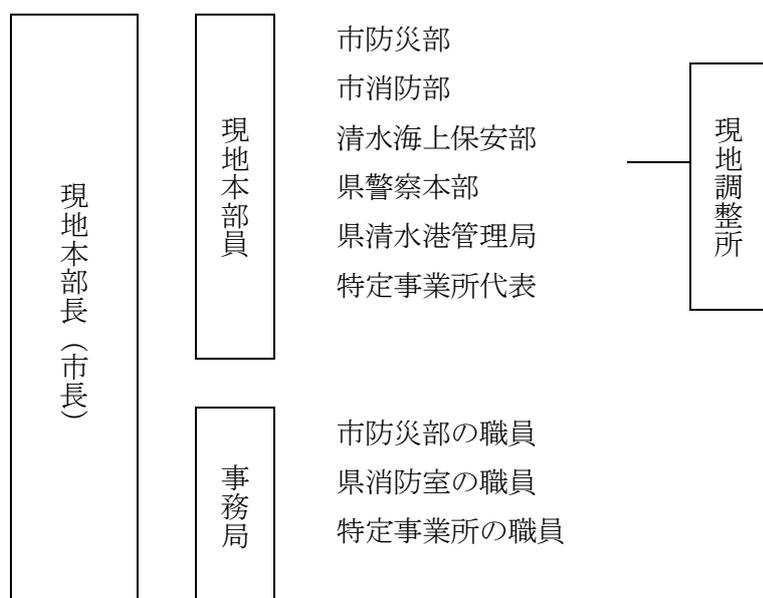


図 2-2 現地本部組織及び事務局

3 設置場所

(1) 現地本部

静岡市災害対策（地震災害警戒）本部を設置する場所に設置

(2) 現地調整所

現地本部長は、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため特に必要と認める時は、現地調整所を置くことができる。現地調整所の設置場所は、原則として共同防災センター（清水区横砂 2252-2）とする。

4 所掌事務

(1) 情報の収集及び防災本部への報告並びに防災関係機関への伝達

(2) 防災関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整

(3) 防災関係機関等の相互の連絡調整

(4) 災害応急対策及び災害復旧に関して必要な事項の実施

5 現地本部廃止

当該災害の応急対策が概ね完了した時点で、現地本部長の意見を聴き防災本部長が廃止する。

第3節 防災関係機関の活動体制

1 防災組織の確立

- (1) 防災関係機関は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちにこの計画に基づき災害予防及び応急対策活動が強力かつ円滑に遂行できるよう、あらかじめ防災組織を確立しておくものとする。
- (2) 防災関係機関は、次の配備区分に準じその防災体制を執り、それぞれの防災活動に十分な要員を配備するものとする。

ア 平常時（事故）の対応

配備区分	配備基準	配備の内容
情報収集 警戒体制	事故が発生したとき	応急対策を迅速にかつ的確に行える体制、現地本部設置準備体制
現地本部 設置体制	大規模事故の発生及び災害の拡大	現地本部及び現地調整所を設置し、防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制

イ 自然災害の対応

配備区分	配備基準		配備の内容
	地震	その他の自然災害	
情報収集体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき 2 県下に津波注意報が発表されたとき 3 気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震観測情報」を発表したとき 	異常な自然現象の発生が予想されるとき	情報収集及び連絡活動を主とした体制、状況に応じ警戒体制に入れる体制
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき 2 気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき 3 地震により災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき 	異常な自然現象による事故が発生したとき	応急対策を迅速にかつ的確に行える体制、現地本部設置準備体制
現地本部設置体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の震度観測点で震度5強以上の地震を観測し気象庁が発表したとき 2 県下に津波警報が発表されたとき 3 東海地震に関して「警戒宣言」が発令されたとき 4 県内に地震に関する甚大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき 	自然災害による二次災害が拡大したとき	現地本部及び現地調整所を設置し、防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制

2 防災活動要領の制定等

- (1) 防災関係機関は、防災組織の確立とともに、石災法及びこの計画に基づいて実施する災害予防及び災害応急対策等の活動要領（以下「防災活動要領」という。）を定め、あらかじめ関係職員に周知徹底する。
- (2) 防災関係機関は、防災活動要領の制定にあたって次の事項に留意する。
 - ア 防災組織の編成及び所掌事務を明らかにし、常に現状に即したものに維持すること。
 - イ 責任体制及び指令命令系統を明確にし、要員を適正に配置すること。
 - ウ 夜間、休日等の連絡・動員体制を整備すること。
 - エ 事故災害の規模、態様に応じた応急措置を定めておくこと。

3 防災本部への報告

防災関係機関は、防災組織及び防災活動要領を定めたとき、又は修正したときは、速やかに本部長に報告するものとする。

第4節 特定事業所における防災体制

1 自衛防災組織

- (1) 特定事業者は、その特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、特定防災施設等の整備に努めるとともに、石災法第16条及び防災規程の定めるところにより、災害応急対策が強力かつ円滑に実施できる自衛防災組織を確立する。
- (2) 自衛防災組織には、石災法第16条及び防災関係法令に定める基準のほか、必要な防災要員を配備するとともに防災資機材を整備する。
- (3) 特定事業者は、石災法第18条の規定に基づく自衛防災組織が行うべき業務に関する防災規程を定めたとき又は変更したときは、市長（市消防部）に届け出るとともに、本部長に報告するものとする。

2 共同防災組織

- (1) 特定事業者が共同して特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるため設置した共同防災組織は、構成する事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、石災法第19条及び共同防災規程の定めるところにより、自衛防災組織と緊密な連携のもとに一体となって災害応急対策が的確に実施できるよう体制を整備する。
また、東海地震、東南海・南海地震等の地震時において特別防災区域内で災害が同時発生することも想定し、その対応等について研究を進めるとともに、体制の強化に努めるものとする。
- (2) 共同防災組織を代表する者は、石災法第19条の規定に基づき、共同防災規程を定めたとき、又は変更したときは、市長（市消防部）に届け出るとともに、本部長に報告するものとする。

3 広域共同防災組織

- (1) 大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放射システム」という。）を用いて防災活動を行う神奈川・静岡地区広域共同防災協議会は、構成する特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、石災法第19条の2の規定に基づき広域共同防災規程を定めるとともに、自衛防災組織及び共同防災組織と緊密な連携のもとに一体となって災害応急対策を的確に実施できるよう体制を整備する。
- (2) 広域共同防災組織を代表する者は、石災法第19条の2の規定に基づき広域共同防災規程を定めたとき又は変更したときは、本部長及び市長（市消防部）に報告するものとする。

4 相互応援体制の確立

- (1) 特別防災区域内の特定事業所等で異常な現象が発生したときに、特定事業所の自衛防災組織を派遣し又は応援を求めることについて、あらかじめ特定事業者間で協議し、相互応援体制を確立するものとする。
- (2) 特定事業者は、東海地震、東南海・南海地震等広域災害に対応するため、同業種間で応援体

制の整備を推進するものとする。

(3) 相互応援体制が整備されたときは、防災規程に明示するものとする。

5 特別防災区域協議会等

(1) 特別防災区域協議会

特定事業者は、当該特別防災区域に係る災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成、技術の共同研究、教育の共同実施及び共同防災訓練、その他防災対策を総合的に推進するため、石炭法第22条の規定に基づく特別防災区域協議会を設けるとともに、防災関係機関と特定事業者及びその他の事業者との連絡強化に寄与するため、特別防災協議会等の適切な運営を図るものとする。

(2) 防災に係る協議会等の設置状況

ア 静岡県沿岸排出油等防除協議会

- (ア) 排出油等の防除に関する計画の策定
- (イ) 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備
- (ウ) 排出油等の防除に関する研修及び訓練
- (エ) 排出油等の防除活動の実施

イ 海上災害防止センター

- (ア) 海上保安部の指示により流出油の防除活動の実施
- (イ) 船舶所有者等の委託による油流出の防除及び消防艇による消火並びに延焼の防止活動の実施
- (ウ) 油回収船、機械器具、オイルフェンス、その他船舶等の整備及び船舶所有者への援助の実施
- (エ) 海上防災のための措置に関する訓練

清水地区コンビナート地区防災事業所における災害の発生又は拡大の防止

ウ 石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部

災害発生時における、海水油濁の処理協力規定に基づく協力援助活動の実施

エ 清水港石油災害防止会

- (ア) 危険物の取扱、管理技術の研究
- (イ) 油槽船積揚荷作業の安全基準の整備、改善
- (ウ) 防災施設、防災資機材の整備拡充
- (エ) 港内安全運航の推進
- (オ) その他石油災害防止に関し必要な事項の実施

第3章 通報及び情報の収集伝達計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における特定事業所からの通報及び防災関係機関が行う情報の収集及び伝達について定めるものとする。

第1節 通報体制

特定事業所及び防災関係機関は、特別防災区域に係る異常現象発生時及び地震発生時（気象庁発表震度で、市内に震度4以上があった場合、又は地震に起因し特定事業所において施設の運転停止等の措置を講じた場合）には、次により通報する。

1 異常現象の範囲

(1) 出火

人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、指定可燃物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩
ただし、次に掲げる少量の漏洩で、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のもを除く

ア 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設、若しくは整備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設設備の正常な作動又は操作によるもの

イ 発見時に既に漏洩が停止しているもの、又は製造等施設設備の正常な作動若しくは操作により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破損

製造等施設設備の破損、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの等、上記(1)から(4)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

(6) その他

周辺地域に影響を与え、又は与えるおそれがあるもの、その他社会的に影響が高いもの

2 通報基準

(1) 異常現象発生時

ア 特定事業所

特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者（以下「防災管理者」という。）は、当該事業所において、異常現象の発生が認められた時は、直ちに市消防部へ通報する。

通報内容については、発生時刻、発生場所、死傷者の有無、異常現象の内容及び応急措置等とし、第1報の時点において、明らかでない事項については、判明しだい逐次通報する。

イ 市消防部

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報第2号様式（様式1「第2号様式（特定の事故）」）により、防災本部、警察本部（所轄警察署）及び海上保安部に通報する。

また、即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、第一報を県に加え消防庁に対しても報告する。

ウ 県

県は市からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に対して行う。

(2) 地震発生時

ア 特定事業所

防災管理者は、地震発生後、直ちに防災規程等に定めるところにより事業所内の点検を行い、その結果を直ちに市消防部に通報する。

イ 市消防部

特定事業所からの点検結果をとりまとめ、様式2「地震等災害報告書」により遅滞なく防災本部へ報告する。

なお、地震等により、特別防災区域内外において即報基準に該当する火災等が発生した場合においては、直ちに消防庁及び防災本部に報告する。

3 通報系統及び手段

通報の方法は、災害の状況に応じ、有線（一般加入電話、119番等）、防災行政無線、又は防災相互無線等を利用し、最も迅速かつ的確な方法で行うものとする。

なお、通報経路は「特別防災区域異常現象等連絡系統図」で示すとおりである。

特別防災区域異常現象等連絡系統図

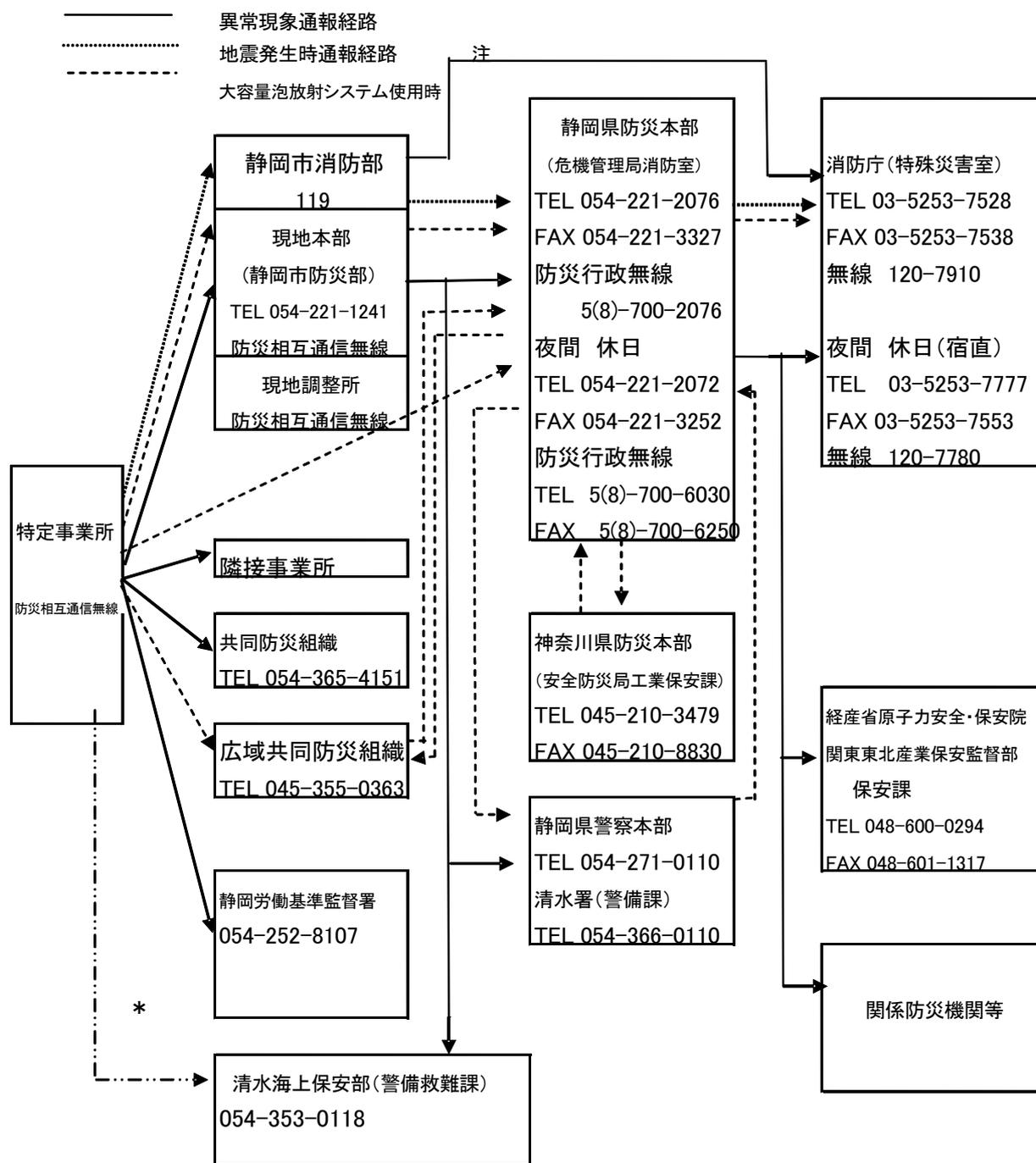


図 3-1

(注) 消防庁長官から要請のあった場合は、第1報後の報告も行う。

*) 海上に係る異常現象については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第38条の規定により清水海上保安部に第1報をするとともに消防機関、共同防災組織等へ通報する。

第2節 災害情報の収集及び伝達

特定事業所及び防災関係機関は、災害発生当初における情報収集体制の整備を図るとともに、有効な応急対策を実施するため、状況の変化に応じた必要な情報の収集及び伝達を行うものとする。

1 情報の収集及び伝達

(1) 災害当初における被害情報の収集

防災本部は、早期に被害の概況を把握するため必要に応じ、県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報収集を行う。

(2) 防災本部への報告

特定事業所及び防災関係機関は、発生した災害の状況及び講じた応急措置の概況について、防災関係機関は直接、特定事業所にあつては、市消防部を通じて様式1により逐次、防災本部に提出する。

また、現地本部が設置された場合、当該報告は現地本部に報告するものとし、現地本部は受理した後、速やかに防災本部へ提出するものとする。

なお、現地調整所が設置された場合は、現地調整所で取得した情報を現地本部へ報告するものとする。

(3) 大容量泡放射システムの出動

県は、広域共同防災組織から大容量泡放射システムの出動の通報を受けたときは、大容量泡放射システムが円滑に輸送されるよう防災関係機関等と相互に連絡調整を行う。

(4) 通信手段の確保

災害時における通信は、有線電話、防災行政無線等災害の状況に応じた最も迅速かつ的確な方法で行うものとする。

2 報告書の提出

(1) 特定事業所は、事故の応急措置が完了したのち10日以内に様式3「異常現象報告」により第一報を、原因等の確定後速やかに様式3により最終報をそれぞれ市消防部へ提出する。

(2) 市消防部は、特定事業所から最終報を受けたのち、遅滞なく様式4「事故報告」により防災本部へ報告する。

第3節 津波警報等及び地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報及び情報並びに大震法に基づく警戒宣言、東海地震予知情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策を講ずる。

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

- (1) 津波警報、津波注意報、津波予報 「静岡県予報区」
- (2) 地震及び津波に関する情報
 - ア 地震情報（県下に震度4以上の地震が発生したとき）
 - イ 津波情報
- (3) 大震法に基づく東海地震に関連する情報
 - ア 東海地震注意情報
 - イ 東海地震予知情報
 - ウ 警戒宣言

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

県は、警戒宣言、東海地震に関連する情報が県に伝達された場合、市へ正確かつ迅速にその情報を伝達する。

情報の伝達を受けた市は、その情報を特定事業所等へ伝達するものとする。

- (1) 防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。

ア 警戒宣言の連絡系統

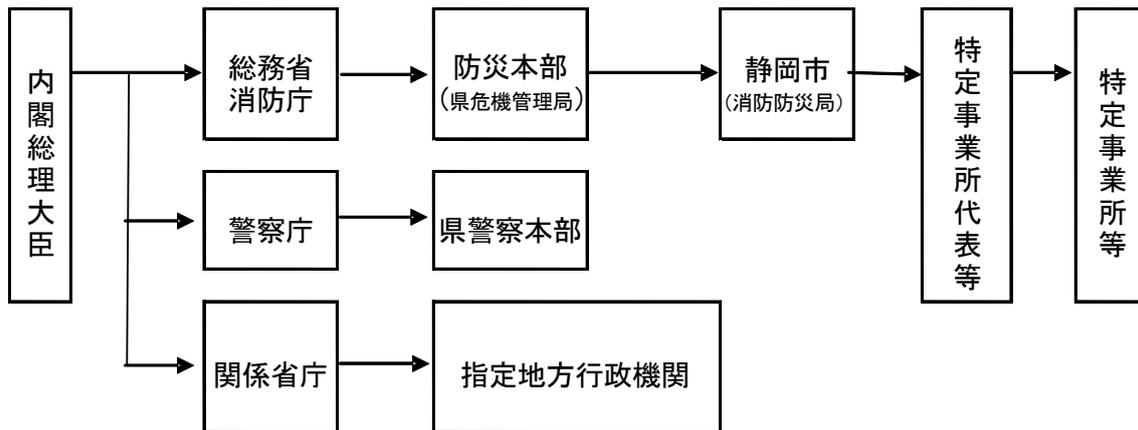


図 3-2 警戒宣言発令時の連絡系統

イ 東海地震に関連する情報の連絡系統

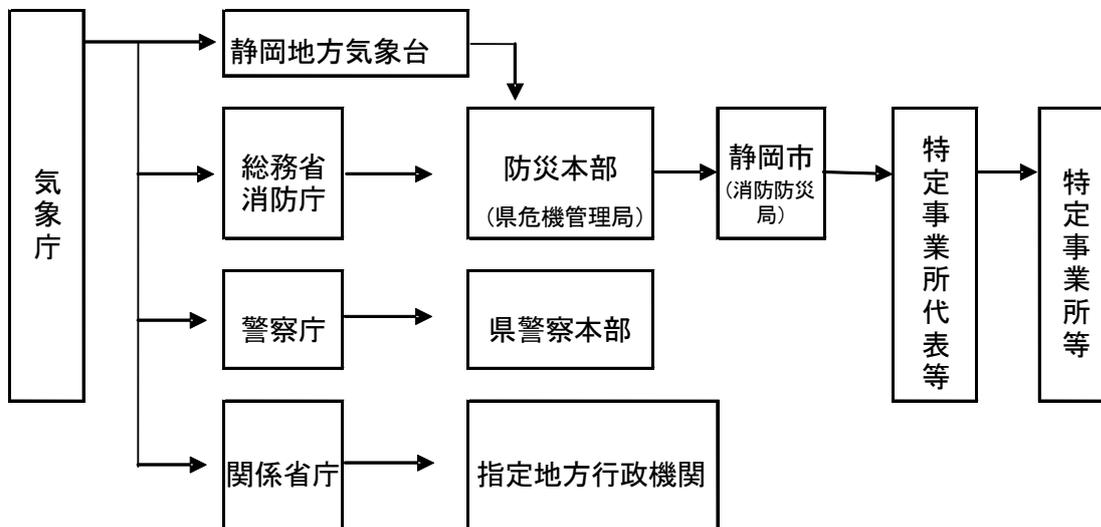


図 3-3 東海地震に関連する情報の連絡系統

(2) 特別防災区域内のその他事業所への伝達は、当該事業所に関連する特定事業所及び特別防災区域協議会が行う。なお、その伝達経路及び方法は、特別防災区域協議会において、あらかじめ確立しておくこととする。

＜様式1 (第2号様式) 特定の事故) 報告要領＞

(1) 事故種別

「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入する。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石災法第2条第4号に規定する第一種事業所であつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は〔その他〕を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は、事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造施設」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急援助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町の応急対策の状況を記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、県又は市が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例) 自衛隊の派遣要請、出動状況

様式3

異常現象報告

平成 年 月 日

静岡県石油コンビナート等防災本部

本部長 静岡県知事 様

届出者 事業所名

所在地

代表者

印

1 異常現象の種類	
2 異常現象発生日及び 鎮火・処理終了時刻	発生 月 日 (曜日) 時 分 鎮火等 月 日 (曜日) 時 分
3 異常現象発生場所及び 施設の概要	施設地区 装置 その他 別添 NO
4 異常現象発生時の気象状況	気温 °C ・湿度 % ・風向 風速 m/s ・天気
5 製造・貯蔵所等の区分及び 取扱品目	
6 異常現象の状況	
7 異常現象発生原因	
8 措置状況	
9 防災活動状況	
10 被害状況	
11 通報時刻及び通報先	消防部 月 日 時 分 電話
12 保安管理組織	
13 許認可関係	
14 その他参考事項	
15 報告書作成者	氏名 TEL

異常現象報告記載要領

異常現象の種類	爆発、火災、可燃性ガスの流出、毒性ガスの流出、危険物の流出、危険物の漏洩、破裂、毒劇物の流出、その他のうちから該当するものを記入する。
届出者	事象所名は異常現象発生工場を記載
異常現象発生日時	時刻は24時間呼称による。
鎮火・処理時刻	火災等の鎮圧、流出、漏洩等の処理終了又は災害のおそれのなくなった時刻を記入する。
異常現象発生場所及び施設の概要	施設区分は、石炭法の区分及び異常現象発生装置名とする。施設の概要は別添で施設の生産能力機能、稼働方法、施設の配置、発生設備の構造、材質、安全装置等の概要、温度、圧力、事故に係る物質の性状等
製造、貯蔵所等区分及び扱い品目	異常現象施設の高圧ガス、危険物等の許可区分及び設備内に保有されていた物質の名称等危険物の分類
異常現象の状況	発生前の状況、発生までの経過、発生時の状況等、いつ、誰が、どこで、どのような作業をしていたとき、どのようになって異常現象になったかを記入し、併せて被害の範囲も付記すること。
異常現象発生原因	直接的、間接的発生原因、被害拡大原因等できるだけ詳細に記入する。
措置状況	応急の措置、応急対策及び恒久対策を検討し記すること。
防災活動状況 被害状況	使用した防災資機材、消防車等、自衛・共同防災及び公設消防に分けて活動状況を記入すること。 人的被害（死者、重傷者（1ヶ月以上）、軽傷者の別及び氏名、年齢、職名、被災部位等）、物的被害、被害状況及び被害面積、直接被害額等
保安管理組織	予防規定に定められた組織等及び責任者、取扱者等、役職氏名、免状の種類番号等
許認可関係	異常現象に係る施設の高圧ガス、危険物、労安関係の許可、完成検査年月日、保安検査、定期自主検査等年月日
その他の参考資料	工場配置図、プラント機器プロット図、フローシート、異常現象部分詳細図（アイソメ図）、新聞記事、写真記事、写真等

様式 4

事故報告

平成 年 月 日

1 事故名						
2 事故種類	1 爆発 2 火災 3 漏えい 4 破損 5 その他 ()					
3 発生	月 日 時 分推定・確定	4 発見	月 日 時 分			
5 覚知	月 日 時 分	6 鎮圧・	月 日 時 分			
7 鎮火・処理完了	月 日 時 分	応急措置完了				
8 覚知別	1. 119 2. 無線 3. ホットライン 4. 警察電話 5. 駆付 6. 事後聞知 7. 一般加入 8. その他					
9 気象状況	天気： 風向： 風速： 気温： 相対湿度：					
10 発生事業所	名称等： 種別： 1. 特別防災区域内 (レイト、第1種、第二種、その他) 業態： 番号 () 事業の概要：		11 発生場所 所在地： 区分：1 事業所内 (製、貯、荷、用、事、他) 2 事業所外 (陸上、海上、その他) 特別防災地区名 清水			
12 施設装置	名称： 能力： 番号 ()		16 発生施設規制区分 施設区分：1 危険物 2 高圧ガス 3 高危険混在 4 その他 貯蔵・取扱・運搬の別： 類・品名・数量・倍数： 設置の完成：平成 年 月 日 直近の完成：平成 年 月 日			
13 機器等	名称： 規模 番号 () 温度・圧力 °C Mpa		17 物質の区分等 1 危険物 2 高圧ガス 3 指定可燃物 4 可燃性ガス 5 毒物 6 劇物 7 その他 状態 (固相、液相、気相) 圧力 (常圧、加圧) 温度 (低温、常温 (0~40℃)、高温) 分類：第 類 名称：			
14 発生箇所	名称： 材質： 番号 ()		18 取扱者の概要			
15 発生時	運転状況： 番号 () 作業状況： 番号 ()					
19 危険物 保安統括管理者	1 選任有 2 無選任 3 不要	20 危険物 保安管理者	1 選任有 2 選任無 3 不要	21 危険物取扱者 の取扱・立会い	1 有 2 無	
22 設備・機器等の概要						
23 事故の概要：						
24 緊急措置の状況：有 番号 ()、無						

第3章 通報及び情報の収集伝達計画

25 原因	主原因		着火原因	番号 ()		
	発生原因の状況：					
26 被害の状況	1 設備機器内 2 施設装置建屋内 3 隣接施設へ拡大 4 事業所外へ 5 他の施設から 6 漏洩に起因し施設から出火					
27 人的被害					28 物的被害	
区分	被害内容	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	死傷原因	職業又は職名
	当事者					
	防災活動従事者					
	第三者					
29 関係機関、自衛防災、消防組織等の出動状況						
	消防機関	台 隻 人	自衛	台 隻 人	被災影響範囲及び拡大の状況：	
	消防団	台 隻 人	共同	台 隻 人	物質に被害状況：	
	海上保安部	台 隻 人	応援	台 隻 人	施設等の被害状況：	
	その他の機関	台 隻 人	その他	台 隻 人	損害額：1万円未満、1万円以上 ()	
30 実施した防災活動の状況						
公設消防機関 番号 ()				自衛防災・消防組織等 番号 ()		
31 防災活動上の問題点						
32 行政 措置	施設名			33 定期点検	消防法	その他
	使用停止等	平成 年 月 日	平成 年 月 日	定期自主点検	年 月 日	年 月 日
	改善命令等	平成 年 月 日	平成 年 月 日	気密試験等	年 月 日	年 月 日
	停止解除	平成 年 月 日	平成 年 月 日	保安検査	年 月 日	年 月 日
	関係条項			34 当該施設に係る法令違反の有無	有、無 内容：	
その他 ()	平成 年 月 日 1 文書 2 口頭	平成 年 月 日 1 文書 2 口頭				
35 今後の対策						
36 所見						

第4章 災害想定

石油コンビナート等特別防災区域（以下、「コンビナート区域」という。）においては、危険物や高圧ガス等が大量に貯蔵又は取り扱われることから、不測の事故や地震等の自然災害によりひとたび災害が発生すると、その態様は特殊かつ大規模なものとなって周辺に重大な影響を与えるおそれがある。

このような災害に対して、適切かつ有効な防災対応を行うためには、区域の実態を踏まえ、起こり得る災害の態様や影響の大きさ等について具体的な想定を行う必要がある。

静岡県では、平成18年度に消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成13年）」に基づく防災アセスメントを実施し、想定すべき災害の検討を行った*。本計画では、この結果を参考として災害の想定を行う。

* 静岡県石油コンビナート等防災アセスメント調査報告書（平成19年3月）

第1節 調査内容

1 評価対象施設

- (1) 危険物タンク（第4類危険物を貯蔵する全ての屋外タンク貯蔵所）
- (2) ガスタンク（可燃性ガスを貯蔵する高圧ガスタンク）
- (3) プラント（全ての危険物製造所及び全ての高圧ガス製造施設）
- (4) その他の施設（上記の他、コンビナート区域外の一般地域に近い危険物一般取扱所（プラント）を選定）

評価対象施設数

危険物タンク	運用中	95	111
	休止中	16	
ガスタンク	圧縮液化ガス	11*	14*
	低温液化ガス	3	
プラント	製造施設	5	18
	その他の施設	13	
計		141	

* 2009年新規設置施設を含む

2 評価対象災害

- (1) 災害発生時の状況
 - ア 平常時（通常操業時）の事故
 - イ 地震時の短周期地震動（強震動）による被害
 - ウ 地震時の長周期地震動による被害

- エ 地震に伴う津波による被害
- (2) 発生する災害種別
 - ア 危険物タンク
 - 危険物の流出火災及び危険物タンク火災
 - イ ガスタンク
 - 可燃性ガスの爆発及び可燃性ガスのフラッシュ火災
 - ウ プラント及びその他の施設
 - 危険物の流出火災、可燃性ガスの爆発及び可燃性ガスのフラッシュ火災

3 評価手法

(1) 平常時（通常操業時）の事故の評価

平常時の事故の評価手法には、確率的な安全性評価手法であるイベントツリー解析（Event Tree Analysis）を適用した。

はじめに、災害が発生し拡大していく様相をシナリオとして想定し、最終的にシナリオに現れる事象を災害事象として抽出した。次に、抽出した災害事象について、確率的な手法により災害の発生危険度を推定し、確定的な手法により災害が発生した場合の影響度を推定した。これらの災害の発生危険度と影響度の双方から総合的に災害の危険性を評価し、評価結果に基づいて想定災害の抽出を行った。

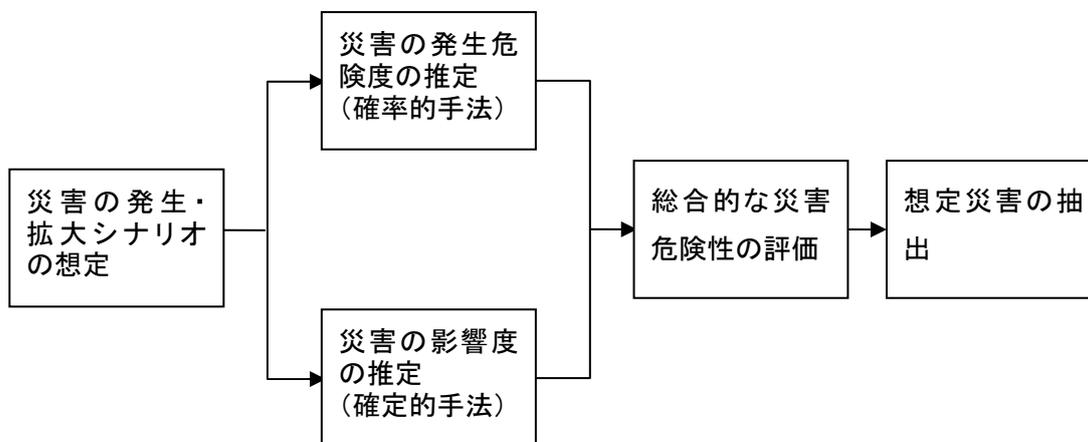


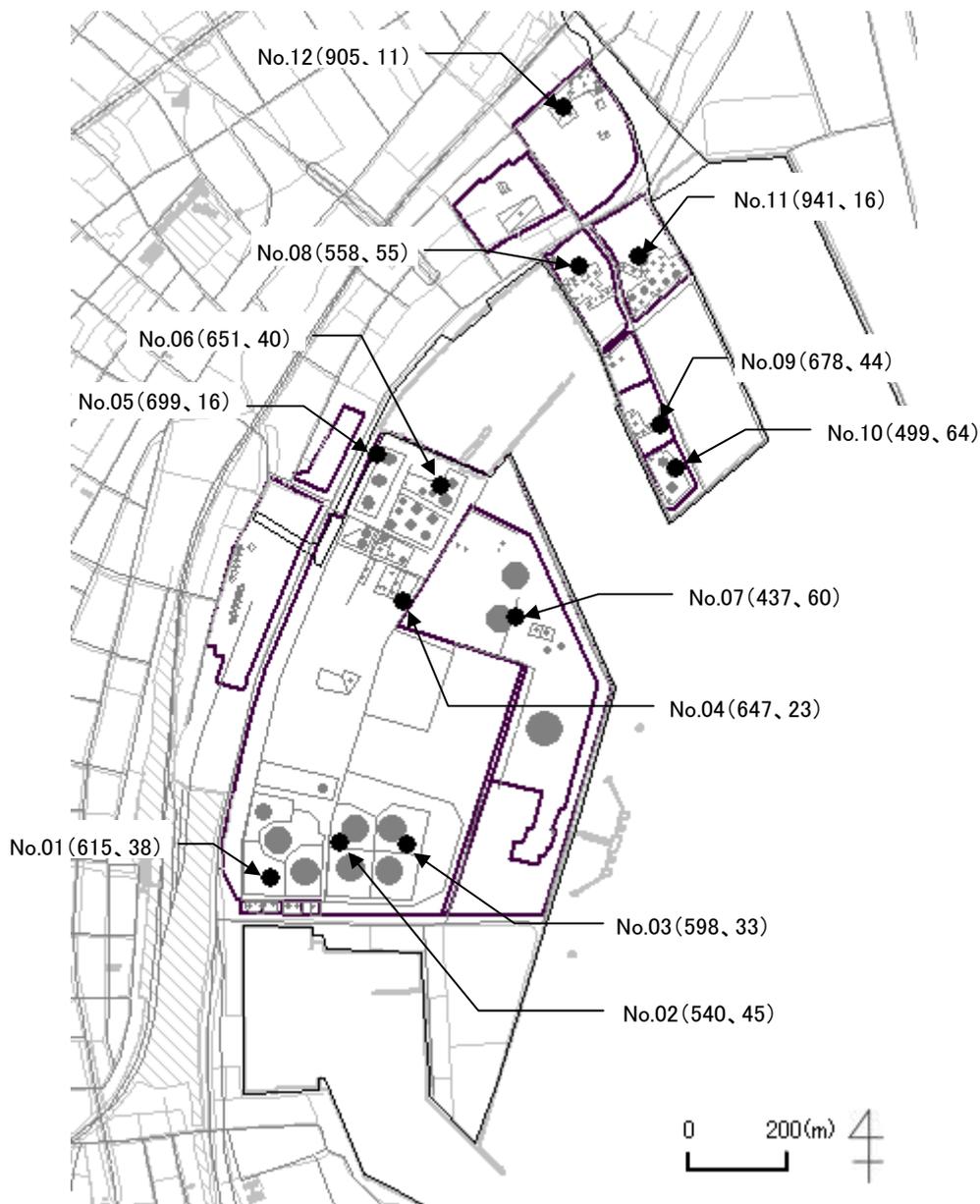
図4-1 災害危険性の評価の流れ

(2) 地震時の短周期地震動（強震動）による被害の評価

平常時の事故と同様に、イベントツリー解析による評価を行った。ただし、地震時に発生する危険物タンク火災は、強震動による被害よりも、長周期地震動によるスロッシングに起因することが殆どであると考えられることから、別途評価を行った。

なお、地震時の評価にあたっては、はじめに評価対象施設に作用する地震動や液状化危険度の大きさを推定しておく必要がある。本計画では、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」による想定東海地震の評価結果を前提とし、コンビナート区

域の地盤状況を反映して、当該区域の地震動及び液状化危険度の予測を行った。



※図中の番号はボーリング No. を表し、ボーリング No. に続く括弧内の数値は、施設に実効的に作用する加速度[gal]と PL 値を表す。

図 4-2 地震動及び液状化危険度の予測結果

(3) 地震時の長周期地震動による被害の評価

地震時の長周期地震動により、危険物タンクでは内容物の揺動（スロッシング）が生じ、屋根部の損傷やタンク火災が発生する恐れがある。

スロッシングの発生は、危険物タンクのスロッシング固有周期と、その周期帯での地震動の強さに依存する確定的現象であることから、地震時の危険物タンク火災の発生危険度の評価は、確率的な手法による評価ではなく、タンクのスロッシング固有

周期に基づいた評価を行った。

具体的には、長周期地震動により危険物タンクで生じるスロッシング最大波高の推定を行い、その結果からスロッシングに起因する災害の形態や発生可能性について、定性的な評価を行った。また、浮き屋根式の危険物タンクでタンク火災が発生すると仮定した場合の影響を推定した。

(4) 地震に伴う津波による被害の評価

静岡県の第3次地震被害想定（平成13年5月）や、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」等による既存の津波予測結果を前提に、コンビナート沿岸の津波高さを整理し、コンビナート区域の浸水危険性や浸水した場合の被害形態について定性的な評価を行った。

第2節 想定災害の抽出基準

1 平常時の事故及び地震時の短周期地震動による被害の評価

平常時の事故及び地震時の短周期地震動による被害の評価では、下表のようなリスクマトリックスを用いて災害の発生危険度と影響度を区分し、評価対象施設の相対的な危険性を表すこととした。

リスクマトリックス

	発生危険度	E	D	C	B	A	AA
		平常時[/年]	$\sim 10^{-8}$	10^{-7}	10^{-6}	10^{-5}	10^{-4}
影響度	地震時[/地震]	$\sim 10^{-6}$	10^{-5}	10^{-4}	10^{-3}	10^{-2}	$10^{-1}\sim$
I	200m～	E I	D I	C I	B I	A I	AA I
II	100～200m	E II	D II	C II	B II	A II	AA II
III	50～100m	E III	D III	C III	B III	A III	AA III
IV	20～50m	E IV	D IV	C IV	B IV	A IV	AA IV
V	～20m	E V	D V	C V	B V	A V	AA V

災害の発生危険度と影響度の定義

発生危険度	(平常時) 年間・1施設あたりの災害の発生頻度 [件/(年・施設)] ※Bレベルは1施設あたり10万年に1件の頻度で起こるような災害であり、100施設あれば千年に1件の頻度となる。
	(地震時) 想定地震が発生した場合の災害の発生確率 ※Bレベルは、想定地震により千施設に1施設の確率で起こるような災害である。
影響度	(危険物火災) 放射熱が 2,324 J/m ² s 以上となる最大距離 [m] (可燃性ガスの爆発) 爆風圧が 11,760 Pa 以上となる最大距離 [m] (可燃性ガスのフラッシュ火災) 拡散ガス濃度が、可燃性ガスの爆発下限濃度の 1/2 以上となる最大距離 [m]

リスクマトリックスを用いて想定災害の検討を行う場合には、災害の発生危険度と影響度が共に大きな災害を、優先的に対策すべき災害と捉えることができる。

しかしながら、影響度の大きい災害についての対策を優先すると共に、一定レベル以上の発生危険度の災害については、影響度の大小に関わらず対策を検討しておく必要があると考えられることから、想定災害を次のように段階別に捉えることとした。

想定災害の抽出基準

区 分	想定災害の抽出基準	対策の考え方
Bレベル災害	発生危険度：B以上 影響度：全て	現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
Cレベル災害	発生危険度：C 影響度：全て	発生する可能性が相当に小さい災害を含むが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害

ここで、災害の発生危険度の抽出基準については、原子力安全委員会の安全目標案*を参考にした。この安全目標案では、事故によるリスクの具体的水準を示す定量的目標案として、「原子力施設の事故に起因する放射線被ばくによる、施設の敷地境界付近の公衆の個人の平均急性死亡リスクは、年あたり百万分の1程度（平常時のCレベルに相当）を超えないように抑制されるべきである」としている。

* 安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ，原子力安全委員会安全目標部会，平成15年12月

2 地震時の長周期地震動による被害の評価

地震時の長周期地震動による被害の評価では、危険物タンクのスロッシング被害の形態や、被害の発生可能性について定性的な評価を行うと共に、危険物タンク火災が起こり得るものとしてその影響を推定している。しかし、タンク火災等の被害の発生に関する定量的な評価が困難であることから、現時点では発生する可能性のある被害形態や影響を示すことに留める。

3 地震時の津波による被害の評価

地震に伴う津波による被害の評価では、既存の津波予測結果を前提に、コンビナート区域の浸水危険性や浸水した場合の被害形態について推定しているが、津波による施設被害の発生に関する定量的な評価が困難であることから、発生する可能性のある被害形態を示すことに留める。

第3節 調査結果

1 平常時の想定災害

		Bレベル災害	Cレベル災害
危険物タンク	流出火災	付属配管からの漏洩やタンク本体の小破漏洩による小量及び中量流出火災など、タンク周辺での比較的規模の小さい流出火災。人体に対する放射熱の影響距離は、最大でもタンク中心から50m以内の範囲におさまる。	タンク周辺での流出火災及び防油堤内の流出火災。防油堤面積が大きい場合には放射熱の影響距離も大きくなるが（最大で半径100～200m）、流出油が防油堤全面に広がる可能性は小さいものと考えられる。
	タンク火災	タンク小火災、タンク全面火災。特定外タンクの場合、固定泡消火設備が設置されていないものがあり、そのようなタンクでは火災が発生した場合に全面火災に至る危険性が高い。ただし、小規模なものが多いことから、人体に対する放射熱の影響距離は全面火災となった場合でもタンク中心から20m以内の範囲におさまる。	タンク小火災、リング火災（浮き屋根式タンクのみ）、タンク全面火災。放射熱の影響距離は、最大で半径20～50mとなるものがある。
ガスタンク	ガス爆発	可燃性ガスの小量流出による爆発。爆風圧の影響距離は最大でもタンク中心から20～50mの範囲内である。	可燃性ガスの小量及び中量流出による爆発。災害の規模はBレベル災害よりも大きくなるが、爆風圧の影響距離はほぼ半径50mの範囲におさまる。
	フラッシュ火災	可燃性ガスの小量流出によるフラッシュ火災。拡散ガス濃度の変動を考慮しているため、その影響距離はガス爆発よりも大きくなり、タンク中心から50～100mの範囲が影響範囲となる。	可燃性ガスの小量流出及び中量流出によるフラッシュ火災。影響距離は最大で半径約200mとなるものがある。
プラント	流出火災	危険物の小量流出火災、ユニット内全量/中量流出火災、大量流出火災。製造施設の影響範囲は最大でも半径20m以内であり、施設内におさまるものと考えられる。その他の施設では、影響範囲は最大で半径20～50mとなる。	プラントにおける災害の発生頻度は非常に高く、Cレベル災害はBレベル災害と等しい。

	ガス爆発	可燃性ガスの少量流出爆発、ユニット内全量流出爆発、大量流出爆発。 影響範囲は最大で半径 20～50m の範囲となる。	Cレベル災害はBレベル災害と等しい。
	フラッシュ火災	可燃性ガスの少量流出、ユニット内全量流出によるフラッシュ火災。影響範囲は最大で半径 50～100m の範囲となる。	Bレベル災害の事象に加え、可燃性ガスの大量流出によるフラッシュ火災。 影響範囲は最大で半径 50～100m の範囲となる。

2 地震時の想定災害

(1) 短周期地震動（強震動）による被害

		Bレベル災害	Cレベル災害
危険物タンク	流出火災	タンク周辺での流出火災（少量及び中量流出火災）や防油堤内流出火災。 人体に対する放射熱の影響距離は、防油堤内流出火災で最大半径 100～200m の範囲となるが、流出油が防油堤全面に拡がる可能性は小さいものと考えられる。	Bレベル災害の事象に加え、仕切堤内流出火災、防油堤外流出火災。防油堤外流出火災の影響範囲は想定が困難であるが、地震動により防油堤が破損した場合には、そこから危険物が堤外へ流出し、火災となる可能性がある。
	ガス爆発	可燃性ガスの少量、中量、大量、全量（長時間）流出による爆発。爆風圧の影響距離は最大のものでタンク中心から 50～100m の範囲内である。	想定災害の事象に加え、可燃性ガスの全量（短時間）流出による爆発。ただし、LNG 地下タンクについてはタンク本体の大破流出は考えにくいことから、全量（短時間）流出は想定しない。爆風圧の影響距離は最大のものでタンク中心から 100～200m の範囲内である。

	フラッシュ火災	可燃性ガスの少量、中量、大量、全量（長時間）流出によるフラッシュ火災。拡散ガス濃度の変動を考慮しているため、その影響距離はガス爆発よりも大きくなり、最大でタンク中心から 100～200m の範囲となる。	想定災害の事象に加え、可燃性ガスの可燃性ガスの全量（短時間）流出によるフラッシュ火災。ただし、LNG 地下タンクについてはタンク本体の大破流出は考えにくいことから、全量（短時間）流出は想定しない。なお、全量（短時間）流出によるフラッシュ火災の影響距離は想定が困難であるため、最大の影響度と見なす。
プラント	流出火災	危険物の少量流出火災、ユニット内全量/中量流出火災、大量流出火災流出火災。製造施設の影響範囲は最大でも半径 20m 以内であり、施設内におさまるものと考えられる。その他の施設では、影響範囲は最大で半径 20～50m となる。	Cレベル災害はBレベル災害と等しい。
	ガス爆発	可燃性ガスの少量、ユニット内全量及び大量流出による爆発。影響範囲は最大で半径 20～50m の範囲となる。	Cレベル災害はBレベル災害と等しい。
	フラッシュ火災	可燃性ガスの少量流出及びユニット内全量流出によるフラッシュ火災。影響範囲は最大で半径 50～100m の範囲となる。	想定災害の事象に加え、可燃性ガスの大量流出によるフラッシュ火災。影響範囲は最大で半径 50～100m の範囲となる。

(2) 長周期地震動による被害

ア 容量 1000kl 以上の特定屋外タンク貯蔵所（特定タンク）

特定タンクでは、スロッシングの発生を考慮した液面管理が行われているため、スロッシングによる内容物の溢流の危険性は小さいと考えられる。ただし、スロッシング波高が 2m を超えると予想されるタンクでは、タンク設備の損傷や内容物の溢流、それらに伴う火災が発生する可能性があり、このようなタンクは 45 基が該当する。

火災の形態としては、内容物の溢流によりタンク周辺で溢流火災となる場合や、タンクの屋根部で着火してタンク火災となる場合が考えられる。特に浮き屋根式のタンクでは、浮き屋根が損傷・沈下する可能性があり、引火点の低い第 1 石油類を貯蔵するタンクでは、タンク全面火災の危険性が高いが、全面火災による放射熱の影響は最大でも 120m 程度であり、コンビナート区域外へ影響を及ぼす恐れはないものと考えられる。

特定タンク屋根形式別の推定スロッシング波高

推定される最大波高	固定屋根	浮屋根	内部浮屋根	計
2m 未満	5	1	0	6
2m 以上	21	17	7	45
計	26	18	7	51

イ 容量 1000k1 未満の屋外タンク貯蔵所（特定外タンク）

特定外タンクは全て固定屋根式であるが、スロッシング波高がタンク上部の余裕空間高さを上回るものが 51 基あることから、このようなタンクでは設備の損傷や内容物の溢流、それに伴う溢流火災の可能性がある。

溢流火災は、溢流の程度により火災の規模が変わってくるが、放射熱の影響はタンク周辺に止まるものと考えられる。

特定外タンクの推定スロッシング波高と溢流の危険性

推定される最大波高	溢流の危険性なし	溢流の危険性あり	計
2m 未満	9	46	55
2m 以上	0	5	5
計	9	51	60

(3) 津波による被害

既存の津波高さの予測結果によると、コンビナート沿岸では東海地震により最大 4m 程度の津波高さが想定されており、浸水深はコンビナートの一部で最大 2m となる可能性がある。

津波による被害形態としては、浸水によるタンク類の移動や破壊は考えにくいですが、津波や漂流物による施設の破損、内容物の流出・火災や、地震による漏洩・火災と浸水とが重なった場合の災害拡大、危険物の海上流出・火災が考えられる。

また、タンカー係留中や入出荷中の津波被害についても留意する必要がある。

第4節 防災対策の基本方針

防災アセスメント調査において、対策が必要な災害として抽出された災害について、防災対策の重要な基本的事項は次のとおりとする。

この場合において、対策は第一義的な責務を有する関係特定事業所が主体的に進めることとし、県、消防機関等の防災関係機関は、事業所が対策を進めるために必要な支援を行っていく必要がある。

1 平常時における事故

通常操業時に想定される事故であり、特定事業所において災害の予防対策及び発災時の影響低減対策を行う。防災対策の実施に当たっては発生危険度の高いBレベル災害を優先し、同レベルの災害の中では影響度の大きいものの対策を優先する。

2 地震時の短周期地震動による被害

想定東海地震の発生により想定されるコンビナート施設の被害であり、大規模災害や同時多発災害の恐れがあることから、発災事業所のみでの対応が困難であることが予想される。特定事業所及び関係防災機関においては、災害の予防対策及び発災時の影響低減対策を行い、必要な防災体制及び応援体制を確立する。防災対策の実施に当たっては発生危険度の高いBレベル災害を優先し、同レベルの災害の中では影響度の大きいものの対策を優先する。

3 地震時の長周期地震動による被害

長周期地震動による危険物タンクのスロッシング被害であり、特定事業所において法令に基づく対策を優先的に進める。

また、特定事業所及び関係防災機関は、タンク全面火災への対応等必要な防災体制を確立するとともに、長周期地震動の適切な予測に関する取り組みを推進する。

4 地震に伴う津波被害

特定事業所において、想定される津波被害の軽減対策を行う。

また、特定事業所及び関係防災機関は、津波発生時に必要な防災体制を確立するとともに、津波被害の適切な予測に関する取り組みを推進する。

第5章 災害予防計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適正な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図る。

県、市等の防災関係機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1節 平常時災害予防計画

1 特定事業所における予防対策

特定事業所は、当該事業所における災害の発生防止に係る責務を有するとともに、特別防災区域で発生した災害の拡大防止に関しても第一次的責任を有することから、事業所の実態や、施設及び設備に応じて、施設及び設備の保全をはじめ保安管理の徹底、自衛防災組織の確立等の災害予防対策を積極的に実施する。

(1) 保安管理体制の確立

- ア 経営トップ自らの責任により、保安の確保が継続的に持続されるシステムの構築を図る。
- イ 防災管理者を中心に、総合的な防災保安監督体制及び所内連絡協議体制を確立する。
- ウ 事業所における危険要因の把握に努めるとともに、過去の災害から得られた教訓や、近年の事故発生状況を踏まえた、適切かつ効果的な事故防止対策を確立する。
- エ 防災規程、予防規程及び危害予防規程並びにこれらの規程に基づく各種基準類の定期的な見直しによる充実整備と適正な運用を図る。なお、当該規程には、特に、夜間、休日における異常事態発生時の通報及び応急体制等の行動基準について明確に規定する。
- オ 関係省庁及び関係団体等が提供する事故事例や事故分析情報、保安情報等の各種情報源を積極的に収集・活用し、事故防止対策や保安管理の充実強化を図る。

(2) 人的要因による事故防止

事故の直接要因又は背後要因としての人的要因の把握に努め、適切な予防対策を講ずる。

(3) 施設、設備の維持管理の強化

ア 施設等の腐食劣化による漏洩防止

(ア) タンク本体

現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針」(平成17年3月総務省消防庁)に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。

(イ) 配管

埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイ

ント等をリストアップし、保安管理に活用するとともに、敷設後は定期的に水圧試験等を実施し、腐食開孔部の早期発見に努める。

高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、外面腐食防止対策を講じる。

イ 施設等の老朽化による事故防止

設備年齢に応じた保安管理を実施し、設備ごとの状態に応じた劣化診断等を確実に行うとともに、老朽化施設については適切な更新を行う。

ウ 施設、設備の点検整備

(ア) 自己責任・自己管理のもと、施設、設備等の耐用年数、稼動状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、設備の保全、管理のより一層の強化に努める。

(イ) 防消火設備は、日常の保守点検により作動の健全性を常時確保し、災害時に支障なく使用できるよう訓練によりその操作の習熟を図る。

(ウ) 点検の結果、不備不良等の異常を発見したときには、責任者の指示により速やかに整備又は修理を行う。

(4) 火災防止対策の徹底

可燃性混合気体の形成回避に努め、また、発火源となる静電気対策を講ずるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。

(5) 防災体制の確立

ア 自衛防災組織には、防災活動に十分な防災要員を確保し、その最小必要要員は専従とする。

イ 事業所を代表とする防災管理者及び副防災管理者を選任し、常に配置する。

(6) 輸送車両による入出荷の予防対策

高圧ガス、石油類等の入出荷作業に係る作業基準を定め、遵守する。

(7) タンカー等着棧時における予防対策の強化

ア 棧橋の施設及び配管等の点検を徹底する。

イ 大型タンカー（5万重量トン以上）が着棧の際には、オイルフェンスを展開し、警戒船等を配置する。

ウ 荷役作業開始前に、船内の移送設備を点検させ、安全を確認した後、荷役作業を開始する。

エ 荷役作業中は、常にタンカー及び棧橋と貯槽等の連絡責任者を配置し、相互に連絡できる体制をとる。

(8) 消防力の整備強化

特定事業所は、自衛防災組織及び共同防災組織を合わせ、平成21年4月1日現在で大型化学消防車1台、大型高所放水車1台、泡原液搬送車1台、大型化学高所放水車1台及び防災要員70人をはじめとした法令に基づく防災用施設、資機材等を整備している。また、直径34m以上の浮き屋根式タンクを設置する特定事業所は、広域共同防災組織を設置し、タンク全面火災に対応するため大容量泡放射システム及び所要の防災要員等を整備しているが、より一層の消防力の整備に努める。

2 防災関係機関における予防対策

防災関係機関は、それぞれが所管する法令に基づき、特定事業者に対する指導、監督を行うとともに、合同立入検査等を実施する等互いに連携を保ちながら、特定事業者の自主保安対策への取り組み等に対して適切な助言を行い災害予防の徹底を図る。

(1) 関東東北産業保安監督部

- ア 石油コンビナート、高圧ガス等の保安に係る指導
- イ 特定事業所に対する立入検査
- ウ 自主基準の作成及び自主検査実施の指導、災害安全運動の実施及び防災思想の普及、その他自主的な防災活動体制に係る指導

(2) 静岡労働局

- ア 臨検監督
- イ 設備等の設置又は変更をする際の計画届出の励行とセーフティーアセスメントの徹底指導
- ウ ボイラー、第一種圧力容器等の検査
- エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導
- オ 安全衛生教育に関する指導、援助
- カ 災害調査の実施及び再発防止対策の確立指導

(3) 海上保安部

- ア 危険物積載船舶等に対する関係法令の遵守についての指導監督
- イ 危険物荷役栈橋等に対する関係法令の遵守についての指導監督

(4) 県

- ア 高圧ガス施設に対する立入検査
- イ 高圧ガス施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導
- エ 技術基準の実施及び安全設備の整備強化に係る指導
- オ 自主保安基準、危害予防、防災の各規程類の作成及びその実施の指導

(5) 市消防部

- ア 特定事業所及びこれらの危険物施設に対する立入検査
- イ 特定防災施設及び危険物施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- エ 防災施設及び防消火設備資機材の設備強化等の指導
- オ 保安防災教育訓練の指導
- カ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導
- キ 防災組織の育成指導

第2節 自然災害予防計画

特別防災区域に係る東海地震、東南海・南海地震等の地震、津波、その他の異常な自然現象による二次災害の予防のため避難地、避難路の整備等必要な措置を講ずるものとする。

1 地震災害予防計画

(1) 特定事業所の予防対策

特定事業所は、事業所のすべての施設について、常に点検し、施設が地震災害に耐え得るようその機能の保全維持に努める。

ア 屋外タンク貯蔵所技術基準の適合推進

特定屋外タンク貯蔵所（昭和 52. 2. 15 以前設置）は、平成 7 年 1 月施行の「新基準」、及び準特定屋外タンクは、平成 11 年 4 月施行の「新基準」についての適合調査を行い、耐震改修猶予期限にとらわれることなく早期に補強対策等を講ずるように努める。

イ 浮き屋根タンクの技術基準への適合推進

平成 17 年の関係消防法令の改正により対策が求められる特定タンクについては、災害危険性の評価結果等に応じて計画的に、スロッシングにより浮き屋根に損傷を生じない構造を有するなど「新基準」への適合を図る。

ウ 緊急遮断弁の設置

容量一万キロリットルの特定屋外貯蔵タンク貯蔵所及び高圧ガスタンク等の元弁には緊急遮断弁を設け、電動弁については停電時にも有効な手段を講ずること。

エ 防油堤の漏洩防止措置

地震により防油堤が変形・破損することによる漏洩防止のため、「防油堤の漏えい防止措置等について」（平成 10 年 3 月 20 日通知）による防油堤の耐震基準に適合していない屋外タンク貯蔵所は、早期に対策を講ずるように努める。

また、緊急対策として必要となる資機材（土嚢等）の整備も併せて行う。

オ 屋外タンク貯蔵所のスロッシング対策

特定屋外タンク貯蔵所については「イ 浮き屋根タンクの技術基準への適合推進」に示した事項への対応を図り、やや長周期地震動による被害の防止に努める。準特定及び特定外の屋外タンク貯蔵所については、特定屋外タンク貯蔵所に準じ、地震時においても溢流を生じない液面管理に努める。

カ 固定泡消火設備の有効性確保

固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所においては、泡の適正な放出を確認する一時的な点検（平成 17 年 3 月 30 日、消防危第 63 号）により健全性を確保するとともに、災害時に支障なく使用できるよう訓練によりその操作の習熟を図る。

キ 泡消火薬剤の備蓄

特定事業者は当該危険物タンク等に対する泡消火薬剤の法令に規定する量を備蓄するとともに、大容量泡放射システムを導入する事業者は、当該使用泡消火剤と同等のものを整備及

び更新すること。

ク 津波による被害の軽減

地震時の津波により、資材等が漂流物となり被害を助長することのないよう、漂流物となり得るものは固定するなど、日常から管理を徹底する。

(2) 防災関係機関の予防対策

ア 関東東北産業保安監督部、静岡労働局、海上保安部、県、市及び市消防部は前節の予防対策に定めるほか、地震による災害予防のため、特定事業者を指導する。

イ 中部地方整備局は、地震、津波等による災害を防止するため、港湾施設・海岸保全施設等の計画及び整備並びに助言を行う。

ウ 県は、港湾区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を行い、津波等による災害を予防するとともに、耐震強化岸壁の整備を推進する。

エ 市は、陸海空の輸送ルートを確保するため、臨時のヘリポート、緊急物資の基地等災害応急対策の活動拠点の指定を行う。

2 その他の自然災害に対する予防計画

(1) 特定事業者

特定事業者は、特定事業所の立地状況等を考慮して、設備の健全性の強化に努めるとともに、非常警備体制、緊急措置体制等を整備し、災害予防対策の充実に努める。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、高潮、台風等の事前予知が可能な自然現象による災害の予防のため、特定事業者に対し、防災対策の確立、設備の健全性の確認等、的確な災害予防対策の実施を指導する。

第3節 防災教育及び防災訓練の実施

1 防災教育

(1) 特定事業所における防災教育

特定事業所は、協力会社も含めた全従業員を対象に、次のとおり防災教育及び訓練を計画的かつ的確に実施し、平常時の安全確保と災害時の応急活動の万全を期する。

ア 平常時から、操作ミス、不注意あるいは作業基準に定める作業手順の省略等、慣れから基本的な安全確認を怠ることのないよう、作業基準、点検整備基準等の安全保安教育を徹底する。

また、過去の事件事例等を活用し異常事態を想定した的確な判断能力の付与及びその際とるべき措置の周知徹底、火災、爆発等の事故時の作業員の役割等を重点とした、安全教育を実施する。

イ 予想される装置のトラブルに速やかに対処できるよう、運転技術の向上及び運転装置、関連装置の習熟を図る。

ウ 事業所内の防災責任者による現場査察を適宜実施し災害発生の防止に努めるとともに防災管理意識の高揚、啓発を図る。

エ 事業所の防災管理者等を防災業務に関する研修・講習に積極的に参加させ、一層の能力向上を図られるよう努める。

オ 広域共同防災組織の構成事業所は、広域共同防災規程に基づき、大容量泡放射システムの取扱い等の習熟を図る。

(2) 防災関係機関等の地震防災教育

防災関係機関、特定事業者及び防災関係団体は、当該機関等の職員及び特定事業所の職員等に対し随時に防災研修会、講演会等を開催して必要な防災知識の普及を図るものとする。

ア 実施方法

(ア) 研修会及び講演会等の実施

(イ) 現地調査等の実施

(ウ) 防災活動手引等の作成、配布

イ 実施内容

(ア) 防災関係法令の周知徹底

(イ) 災害予防措置、避難方法等安全教育

(ウ) 地震、風水害等自然災害に関する基礎知識

(エ) 東海地震等対策として必要な事項

a 地震に関する基礎知識

b 東海地震等の発生に関する知識

c 東海地震等の危険度の試算の内容

d 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策

- e 「静岡県地域防災計画地震対策編」の内容と県が実施している地震対策
- f 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- g 職員等が果たすべき役割
- h 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- i 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- j 地震対策の課題その他必要な事項

(3) 住民への地震防災教育

県及び市は、特別防災区域内の住民に対し、パンフレット、ポスター等の配布、講演会の開催等により、防災思想の普及啓発を図るものとする。

なお、この場合、自主防災組織の積極的な活用を図る。

東海地震等対策として、特に次の事項について周知するものとする。

- ア 東海地震等の基礎的な知識
- イ 東海地震等の危険度の試算の内容
- ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- エ 突然地震が発生した場合の行動指針等の対応対策
- オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎知識
- カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- ク 防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策及び災害応急対策
- ケ 津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- サ 住宅の耐震診断と補強及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- シ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- ス 避難生活に関する知識
- セ 災害時要援護者への配慮
- ソ 安否情報の確認のためのシステム

2 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、警戒宣言発令時及び災害時における防災活動を迅速かつ的確に行うことができるよう相互の連絡協調体制を確立し、共同防災組織及び広域共同防災組織との合同による現実に即した防災訓練を実施し、防災体制の確立を図る。

なお、警戒宣言発令時及び地震発生時の防災訓練は、年1回以上実施する。

(1) 訓練の区分

実施訓練又は図上訓練

(2) 訓練内容

ア 平常時想定

- (ア) 緊急通報訓練
- (イ) 従業員の救助・救護訓練
- (ウ) 火災、爆発防御訓練
- (エ) タンカー等船舶火災防御訓練
- (オ) 流出油等処理訓練
- (カ) 可燃性ガスの漏洩防御訓練
- (キ) 大容量泡放射システム出動・設定訓練
- (ク) 情報収集伝達訓練
- (ケ) その他必要な訓練

イ 地震時等想定（その他の異常な自然現象時を含む。）

- (ア) 非常参集訓練
- (イ) 危険物施設等の点検、整備訓練
- (ウ) 複数災害同時発生対応訓練
- (エ) その他必要な訓練

第4節 防災資機材等の整備計画

1 特定事業者の整備計画

特定事業者は、石災法に定める防災資機材の整備はもとより、災害の規模及び態様に応じた各種防災資機材の充実並びに共同備蓄の推進を図るとともに、これらの適正な管理に努める。

(資料第3-2「自衛防災組織、共同防災組織の防災資機材等一覧表」参照)

(資料第3-3「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会の防災資機材等一覧表」参照)

2 防災関係機関の整備計画

防災関係機関は、特別防災区域に係る災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、防災資機材等の整備を図るとともに、その保有状況等を常に把握し、相互協力により、合理的な防災活動ができるように努める。

(資料第3-4「防災関係機関の防災資機材等一覧表」参照)

第5節 通信設備整備計画

特別防災区域に係る災害の発生に対応するため、情報の収集及び伝達に必要な通信手段の整備に努めるものとする。

1 特定事業者

特定事業者は、災害が発生した場合、初期防災体制の充実及び消防機関等に対する通信手段を確保するため、次の事項について積極的に推進する。

(1) 通信手段の複数確保

消防機関、特定事業所及び共同防災組織の基地と相互に通信できる専用通信手段の整備に努める。

また、東海地震、東南海・南海地震等の地震発生時の一般の通信連絡網の通信不能等の状況が予想されるので、有線通信設備の他に防災相互通信用無線局の設置等通信手段の多重化に努める。(資料第3-1「防災相互通信用無線局一覧表」参照)

(2) 従業員の招集手段の整備

夜間・休日等の災害の発生に対し、初期防災体制の強化を図るための従業員の招集について、一元的に実施できるよう招集手段の強化に努める。

(3) 災害時における通信手段の整備

災害時においては、その保有する通信設備のみでは対処できないことを考慮し、携帯電話、携帯無線等の設置に努める。

(4) 通信資機材の点検整備

通信設備は定期的に点検整備を行い、緊急時にトラブルの発生がないように管理する。

また、停電時を考慮して、通信設備や事業所内放送設備等の非常電源の確保に努める。

2 防災関係機関

防災関係機関は、各機関所属の無線通信設備の強化を図るとともに、防災関係機関が相互に通信できる防災相互通信無線設備の維持に努める。

第6節 防災に関する調査研究

石災法等関係法令の運用並びにこの計画の整備充実に資するため、特別防止区域、特定事業所等の実態をはじめ、災害の特性、災害の防止等に関する調査、研究を必要に応じ実施し、その成果について十分な活用を図る。

1 特別防災区域及び特定事業所等の実態調査

防災関係機関は、特別防災区域及び特定事業所等に係るそれぞれの所管事項について、実態の把握、整理に努め、必要な場合は、相互に情報の交換を図る。

県及び市は、特別防災区域、共同防災組織及び特定事業所等について、年1回実態調査を実施し防災関係機関における活用を図る。

- (1) 特別防災区域の概要
- (2) 共同防災組織の概況
- (3) 広域共同防災組織の概況
- (4) 特定事業所等の概況
 - ア 特定事業所等の概要
 - イ 石油等の貯蔵、取扱及び処理量
 - ウ 危険物、高圧ガス施設の状況
 - エ 特定防災施設、防災資機材等、防災要員の現状及び計画
 - オ その他
- (5) 県及び市の消防力等の状況

2 調査、研究の実施

災害予防対策及び災害応急対策の効果的な実施を図るため、必要に応じ特定事業者及び防災関係機関は相互に協力して次に掲げる調査研究を行う。

- (1) 危険物、高圧ガス等に関する特殊災害事例等により災害の原因及び災害に対する措置についての調査、研究
- (2) 防災施設及び防災資機材の新設、改良に関する調査、研究
- (3) 特別防災区域に係る地震、津波、火災、暴風等自然災害による被害想定調査、研究
- (4) 迅速、的確な初動体制をとるための防災活動に関する調査、研究
- (5) その他防災対策上参考となる事項に関する調査、研究

3 調査、研究に対する協力

防災関係機関及び特定事業者は、国の機関又は他の団体が行う防災に関する調査、研究に対して積極的に協力する。

第7節 航空機事故に関する予防計画

1 航空安全確保に関する規制

東京空港事務所は、航空機による特別防災区域の災害を防止するため、次のとおり航空機の運航の規制を行う。

ただし、捜索又は救助のために行う航行については適用しない。

- (1) 特別防災区域内での離発着の禁止
- (2) 特別防災区域上空における飛行訓練及び試験飛行の禁止
- (3) 航空法第81条ただし書きの最低安全高度以下の許可を行わないこと。

2 防災関係機関の措置

(1) 東京空港事務所

東京空港事務所は航空機の墜落事故による災害の発生を未然に防止するため、次の予防措置を行うとともに、訓練の実施など、不測の事態の発生に備える。

ア 安全運航の徹底を図るための指導・監督

イ 航空に関する防災知識の普及

(2) 県及び市

必要に応じ東京空港事務所に対し、航空機の運航の監督及び行政指導の強化を要請する。

	電話番号	FAX 番号
東京空港事務所	03-5757-3000	03-5756-1511
静岡県危機管理局消防室	054-221-2076	054-221-3327
静岡市消防防災局	054-255-9707	054-255-9734

第6章 地震防災応急対策計画

東海地震による災害の未然防止と被害の拡大防止を図り、特別防災区域内の住民、特定事業所等における生命、身体及び財産の保全を図るため、大震法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画による東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発令された場合に実施すべき地震防災応急対策について、県、市、及び防災関係機関並びに特定事業所はこの計画に基づいて、それぞれ具体的な事項等を定めるものとする。

なお、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）、必要な準備行動を実施すものとする。

第1節 平常時の防災対策

1 要員の確保

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合の防災関係機関及び特定事業所の地震防災応急対策の実施にあたっては、必要な要員を速やかに確保する防災体制を整備し要員を配備する。この際、地震の発生時間や規模によって被害状況や参集可能な要員を想定し、状況に応じた参集方法等を定めるものとする。

2 活動体制の整備

(1) 県の措置

県は、東海地震注意情報発表時、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制を確立しておく。また、警戒宣言が発令された場合は、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する静岡県地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制とする。

(2) 市の措置

市は、東海地震注意情報発表時、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制を確立しておく。また、警戒宣言が発令された場合は、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する静岡市地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制とする。

(3) 消防機関の措置

市消防部は、防災資機材の点検及び出動体制を前もって確立しておく。

(4) その他の防災関係機関の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時、または警戒宣言が発令された場合には、第2章の規定に基づく体制により、それぞれの防災応急計画等の定めるところによる活動体制をあらかじめ確立しておく。

(5) 特定事業所の措置

特定事業所は、東海地震注意情報発表時、情報収集するなど、自衛防災組織の準備体制を講ずる。警戒宣言が発令された場合は、防災規程等に定めるところにより、地震防災応急対策を実施するための自衛防災組織を立ち上げ、必要な防災要員を配備するとともに、防災資機材の起動点検・数量確認及び搬出準備を行う活動体制を確立しておく。

また、相互応援協定に基づき、自衛防災組織を派遣する応援体制及び受援体制を立ち上げ、災害に対応する。

(6) 共同防災組織の措置

共同防災組織は、東海地震注意情報発表時、情報収集するなど、共同防災組織の準備体制を講ずる。警戒宣言が発令された場合、共同防災組織は、構成する事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、化学消防車、高所放水車等の出動体制の確立、消火薬剤等の点検を行い、自衛防災組織と緊密な連携のもとに一体となった災害応急対策を的確に実施できる体制をあらかじめ確立しておく。

(7) 地震防災教育の実施

防災関係機関及び特定事業所は、住民に対する地震防災教育を第5章第3節1のとおり実施する。

(8) 防災訓練の実施

防災関係機関及び特定事業所は、大規模な地震を想定し、東海地震注意情報発表時から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施する。

第2節 防災関係機関の活動

警戒宣言発令時の県、市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備・その他必要な措置を行なうものとする。

1 県

- (1) 現地本部の設置
- (2) 警戒宣言等その他情報の収集及び伝達
- (3) 地震防災応急対策及び社会秩序の維持に必要な事項の広報
- (4) 県の管理する港湾施設の災害応急措置及び港湾機能の確保
- (5) 県の管理する防潮扉の開閉及び樋門等の操作
- (6) 緊急輸送の実施または調整
- (7) 市及びその他防災関係機関の防災事務または業務に係る調整
- (8) その他地震防災上の措置

2 県警察

- (1) 情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示及び誘導
- (3) 警戒区域の設定及び警戒警備
- (4) 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- (5) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
- (6) 社会秩序の維持

3 市

- (1) 現地本部の設置に必要な措置
- (2) 警戒宣言時の代表特定事業所、住民等への伝達
- (3) 地震防災上必要な情報の収集、伝達
- (4) 避難の勧告、指示及び誘導、避難者の救護並びに救援物資の供給
- (5) 自衛防災組織及び共同防災組織との連携
- (6) その他地震防災上の措置

4 防災関係機関

防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、地震応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備、その他必要な措置を行うものとする。

- (1) 関東管区警察局
管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整

- (2) 関東東北産業保安監督部
 - 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、都市ガスの保安確保
- (3) 国土交通省中部地方整備局
 - ア 道路施設対策等
 - イ 港湾施設対策等
- (4) 国土交通省中部運輸局
 - ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導
 - イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達
 - ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
 - エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
- (5) 東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報
 - イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説
 - ウ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること。
- (6) 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）
 - ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報の伝達
 - イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止
 - ウ 海水浴客等に対する情報伝達
 - エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
 - オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

5 特定事業所

特定事業所等は、警戒宣言が発令された場合、緊急の保安措置を講ずるものとする。

また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備・その他必要な措置を行なうものとする。

- (1) 特定防砂施設等の管理強化及び防災組織の設置
- (2) 防災資機材の起動点検・数量等の確認及び搬出準備
- (3) 製造設備、貯蔵設備、用役設備等の点検・維持管理の徹底
- (4) 防災設備の点検
- (5) 緊急時の応急措置の徹底
- (6) 通報連絡体制の確立
- (7) 防災本部への応急対策実施報告書の提出
- (8) その他地震防災上必要な措置

6 地震防災応急対策組織の設置

(1) 防災本部の措置

県は、大震法に基づき設置される地震災害警戒本部又は地域防災計画の定めにより設置される災害対策本部と連携を密にして活動体制の確立を図り、現地本部を設置し、防災本部との連絡調整に努める。

(2) 現地本部

ア 組織

(ア) 現地本部は、現地本部長及び現地本部員で構成し、現地本部長は市長とする。

(イ) 現地調整所は、現地本部員の属する機関の職員で構成する。

(ウ) 現地本部事務局は、基本的には第2章の図2-2 現地本部組織及び事務局のとおりとする。

イ 事務

(ア) 情報の収集及び防災本部への報告並びに防災関係機関への伝達

(イ) 防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に係る連絡事項

(ウ) 防災関係機関等間の相互の連絡調整

(エ) 地震防災応急対策に必要な事項の実施

(3) 設置場所

静岡市地震災害警戒本部に現地本部を設置するとともに、現地調整所の開設準備を行う。

(4) 現地本部の廃止

警戒宣言が解除されたとき、又は災害発生後において、現地本部長の意見を聴き、災害応急対策がおおむね完了したと防災本部長が認めた時は、現地本部を廃止する。

第3節 警戒宣言等の情報伝達

防災本部は、特別防災区域に東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合、特定事業所への通報及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡する体制を整備し、防災応急対策の適切な実施を図るものとする。なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関連する情報

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒宣言

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

県は、警戒宣言、東海地震に関連する情報が県に伝達された場合、市へ正確かつ迅速にその情報を伝達する。

情報の伝達を受けた市は、その情報を特定事業所等へ伝達するものとする。

- (1) 防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。

(第3章第3節 図3-2, 3-3 再掲)

ア 警戒宣言の連絡系統

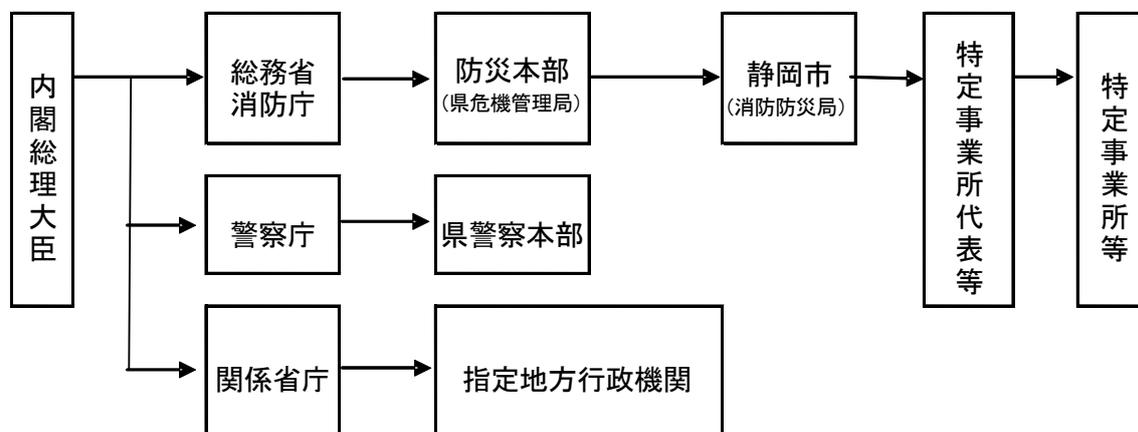


図 6-1 警戒宣言発令時の連絡系統

イ 東海地震に関する情報の連絡系統

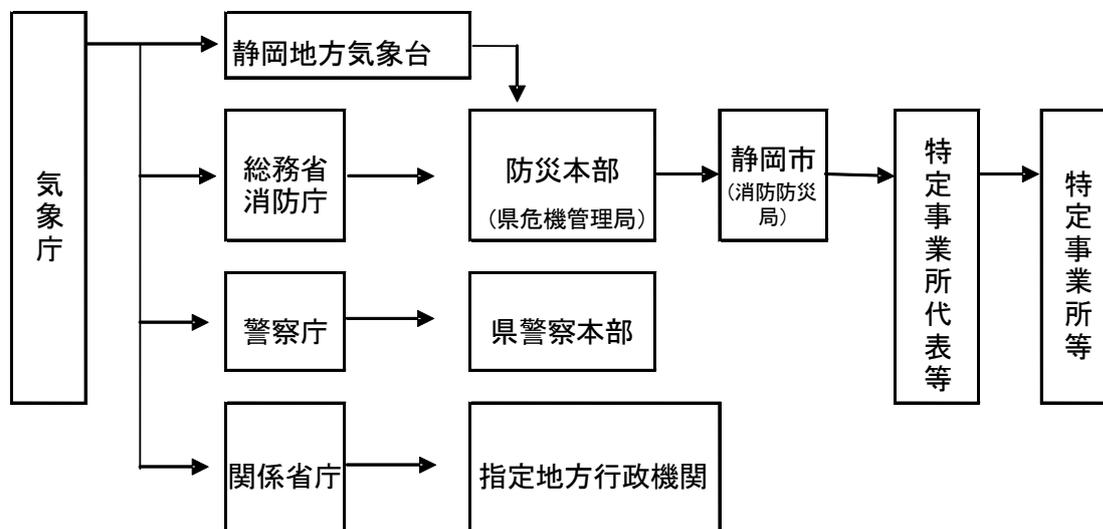


図 6-2 東海地震に関する情報の連絡系統

3 応急対策の実施状況の報告

特定事業者は警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急対策の実施状況を様式5により現地本部長を經由し防災本部長に報告するものとする。

第4節 特定事業所における保安対策

特定事業所は、東海地震注意情報発表時、警戒宣言が発令された場合、地震災害の未然防止及び保安確保に万全を期するため、地震防災応急対策計画に基づき、次に掲げる保安対策を実施する。

- 1 東海地震注意情報及び警戒宣言の内容について、全ての従業員、外来者へ周知徹底する。
- 2 従業員の非常招集を迅速確実に行い、自主防災組織を編成し万全な防災体制に入る。
- 3 非常食料・飲料水・救急医療品の確認を行う。
- 4 防災資機材等の確認（消防車等の起動点検、待機、作業車両の確保等）を行う。
- 5 非常用無線機の点検・配備、非常用電源の点検を行う。
- 6 工事現場においては工事の中断、状況の把握、危険物の養生を行い、工事現場から作業員を退去させる。
- 7 製造プラント、用役プラントは、運転状況の確認、安全点検を実施し、運転停止を含む対応を行う。
- 8 着栈橋前の船舶は全て着栈を中止し、荷役中の全ての船舶は荷役を中止し離栈する。
- 9 屋外タンク貯蔵所の油量の平均化の対応を行う。
- 10 その他災害応急対策計画に関する措置

第5節 消防対策

関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、火災、油の流出等の二次災害の発生を未然に防止し、また、その被害を低減するため、次に掲げるところにより消防対策を実施するものとする。

1 特定事業所における措置

特定事業所は、当該特定事業所等で定める応急計画等に基づき、迅速かつ的確に出火防止対策、防災資機材の点検等、地震防災応急対策を実施するものとする。

2 消防機関における措置

消防機関は、出火防止のための広報、防災資機材の点検にあたりとともに、特定事業所等が実施する地震防災応急対策を指導するものとする。

3 海上保安部における措置

海上保安部は、火災、油の流出の警戒にあたり準備を行うとともに、特定事業所等が実施する海上災害に係る地震防災応急対策を指導するものとする。

第6節 医療対策

東海地震注意情報が発表されたときには、速やかに、救急資機材、医療品等を点検するとともに、出動に備えるものとする。(救急用資機材、医療品等は最大限の災害を想定して十分に用意し、かつ常に点検補充をしておくものとする。)

1 特定事業所の措置

特定事業所は、事業所内の災害発生直後の人命救出活動を的確に行うため消防本部、県警察及び医療機関等との連絡が行える体制を整える。

2 消防機関、県警察及び海上保安部の措置

救出活動及び負傷者の搬送、医療機関との連絡調整を行い、速やかに行動に移ることができる体制を整える。

3 防災関係機関の措置

市は救出活動体制を整えるとともに、市の救助力のみでは救出活動に支障が生じると判断される状況が想定される場合、県に対し隣接市町、緊急消防援助隊等の応援を求める体制を整える。

第7節 避難対策

警戒宣言が発令された場合は、地域住民の生命及び身体を保護するため必要な避難誘導措置を的確かつ円滑に遂行する。また、必要に応じ避難計画(第7章第4節)に基づき避難措置を実施する。

1 特別防災区域内の住民等

警戒宣言が発令された場合、市長、警察官は速やかに特別防災区域内の住民等に対し避難勧告を行い誘導する。

2 特定事業所

警戒宣言が発令された場合、災害応急対策に定めた避難誘導計画により避難を実施する。なお、外来者については、警戒宣言が発令された時点であらかじめ定めた安全な場所へ誘導する。

第8節 交通対策

警戒宣言が発令された場合、県警察は災害時に必要な物資及び防災資機材等の緊急輸送路並びに避難路の確保を行うため、特別防災区域内への緊急車両以外の車両等の立入りを禁止し、安全かつ迅速に運行できるように交通規制を的確に行う。

また、災害応急対策の従事する者以外の者に対する立入りの制限又は禁止の措置を行う。

海上保安部は、特別防災区域に接岸中の避難対象船舶に対し、港外への避難勧告を出すとともに、前記区域への対象船舶入港制限の措置をとる。

第9節 緊急輸送計画

警戒宣言が発令された場合、緊急輸送は、地震防災応急対策を実施するための要員、食料、医療品、防災資機材等について実施するものとし、実施にあたっては、現地本部長が輸送の量、経路等について、関係機関と十分調整し必要最小限の範囲で実施するものとする。

1 緊急輸送車両の確保

県、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用の車両等の確保を図るものとする。

2 緊急輸送車両等の確保

緊急輸送車両等は、大震法第12条に規定されている緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付された車両とする。

緊急輸送車両の確認手続きの詳細は、静岡県地域防災計画地震対策編の交通の確保活動を参照にて行う。

様式5

特定事業所地震防災応急対策実施状況報告書

平成 年 月 日

静岡県石油コンビナート等防災本部
 本部長 静岡県知事 様

報告者 事業所名
 事業所所在地
 代表者名

調査日時	平成 年 月 日	午前・午後	時	分
報告担当者				

事業所が行った処置事項	対応状況			
従業員、外来者、周辺住民等への周知徹底	1 完了	2 実施中		
従業員の非常参集の状況	1 完了	2 参集中 (%)	3 未実施	
自主防災組織の設置状況	1 設置	2 準備中	3 未設置	
非常食料・飲料水・救急医療品の確認状況	1 完了	2 準備中	3 未確認	
防災資機材等の確認状況	1 完了	2 確認中	3 未確認	
非常用無線の点検・配備・非常用電源の点検状況	1 完了	2 点検中		
工事現場からの作業員の退去状況	1 完了	2 撤去中	3 未実施	
製造プラントの運転状況	1 停止	2 一部停止	3 点検中	4 継続
用役プラントの運転状況	1 停止	2 一部停止	3 点検中	4 継続
着栈前及び荷役中の船舶の状況	1 離栈	2 準備中	3 継続	
危険物施設の操業状況	1 停止	2 一部停止	3 点検中	4 継続
高圧ガス製造施設の運転状況	1 停止	2 一部停止	3 点検中	4 継続
屋外タンクの油量の平均化作業	1 完了	2 実施中	3 未実施	
その他災害応急計画に関する措置				

第7章 災害応急対策計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な応急措置を実施するために防災関係機関並びに特定事業者は、次のとおり防災体制を確立し、応急対策を総合的に実施するものとする。

第1節 平常時災害応急対策計画

1 陸上施設等火災・爆発応急対策計画

特定事業所に係る火災・爆発による災害の発生及び拡大を防止するための応急対策について以下のとおり定める。

(1) 実施機関

ア 防御活動は、市消防部、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織が一体となって行う。

イ 火災・爆発の規模によりさらに消防力を必要とする場合には、特別防災区域内の特定事業者は協定に基づき、その保有する消防隊を出動させて応援するとともに、市長は必要に応じて隣接市町に対し応援を要請する。

(2) 防御活動の分担

災害に伴う火災の防御活動は、消防長が指揮統制を行う。

ア 市消防部

市消防部は、警防活動基準の定めるところにより防御活動を行う。

イ 自衛防災組織

(ア) 災害が発生した特定事業所（以下、「発災事業所」という。）の自衛防災組織は、直ちに防御活動を実施するとともに、応援隊の受入体制を整備する。

(イ) 他の特定事業者の自衛防災組織は、出動に備え準備体制をとる。

ウ 共同防災組織

共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織と協力して防御活動を行う。

エ 広域共同防災組織

浮き屋根タンク全面火災の発災若しくは拡大のおそれのある特定事業所は、広域共同防災規程に基づき、広域共同防災組織に大容量泡放射システムの輸送、配備を要請するとともに、大容量泡放射システムの受入、設定のための事前措置を講ずる。

広域共同防災組織は、警防計画及び警防活動計画に基づき大容量泡放射システムの輸送、設定を行う。

オ 応援隊

隣接市町長及び他の特定事業所の自衛防災組織は、要請又はあらかじめ締結された応援協

定に基づき防御活動を行う。

(3) 防御活動の基本

ア 消防長は、火災発生を覚知した時は、出動計画に基づき消防隊を出動させる。

イ 出動する消防隊は、泡消火薬剤等の必要な機材を携行し、現場到着後は指揮本部の指示により消防活動を実施する。

ウ 消防長は、火災の拡大や二次爆発の可能性により周辺住民に危険が及ぶと判断した場合は、この計画に定める避難誘導計画に基づき、直ちに所要の措置を講ずる。また、火災の場合には、周辺民家への延焼を防止するための消火活動を優先して行う。

エ 高圧ガス等の可燃性ガスの火災の場合において、ガスの流出閉止作業が困難な場合は、ガスの拡散を防止するため、直接消火をさけ周囲の危険を排除しながら燃焼させる。特に可燃性の毒性物質の場合は、直接消火は避ける。

オ 消防隊の進入路、配置部署、消火時期及び消火方法等について、現場指揮責任者は、発災事業所の防災管理者又は自衛防災組織の消防隊長と十分協議のうえ実施する。

カ 消防隊の進入路及び配置部署については、周囲の危険物等の状況を十分把握し、かつ、距離及び風向等を考慮して決定する。

(4) 発災事業所の措置

ア 防災関係機関への通報及び連絡員の配置

イ 装置の運転停止

ウ 自衛防災組織による防御活動

エ 消防機関等の受入体制の整備

オ 周辺住民への広報活動

カ 緊急事態に対する体制の整備

キ 周辺事業所への通報及び協力要請

ク その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) 防災関係機関の措置

ア 市

(ア) 防災関係機関への協力要請

(イ) 隣接市町に対する応援要請

(ウ) 防災資機材の調達搬入

(エ) 周辺住民に対する広報活動

(オ) 危険地域の住民に対する避難の勧告及び指示

(カ) 警戒地区の設定

(キ) その他災害の規模に応じた必要な措置

イ 市消防部

(ア) 防御活動

(イ) 人命救助及び緊急輸送

- (ウ) 消防団、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に対する指示
- (エ) その他災害の規模に応じた必要な措置

ウ 県警察

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 警戒区域内への立入禁止等
- (ウ) 被災者の救助
- (エ) 緊急通行車両の通行の確保
- (オ) 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- (カ) その他災害の規模に応じた必要な措置

エ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画に定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

2 可燃性ガス・毒性物質の漏えい応急対策計画

特別防災区域から区域外へ可燃性ガス・毒性物質が漏えいした場合において、周辺地域住民の安全確保を図るための応急措置について以下に定める。

(1) 実施機関

- ア 防御活動は、自衛防災組織、共同防災組織、市消防部及び海上保安部が一体となって実施する。
- イ 警戒区域の設定は、市、市消防部、県警察及び海上保安部が協力して実施する。

(2) 防御活動及び危険区域の設定の分担

- ア 防御活動は、原則として自衛防災組織及び共同防災組織が行う。
- イ 発災事業所以外で同様な施設を有する特定事業所は、応援協定又は要請により防御活動を行う。
- ウ 市消防部は、空気呼吸器等必要な装備を装着した者が防御活動を行う。
- エ 海上からの防御活動は、海上保安部の空気呼吸器等必要な装備を装着した者が行う。
- オ 警戒区域の設定は、市長等がその機能に応じ周辺地区の濃度測定等の必要な措置を講じて実施する。
- カ 海上の警戒区域の設定は、海上保安部が行う。

(3) 防御活動等の基本

- ア 通報を受けた市長等は、可燃性ガス・毒性物質の性状及び風向等からみて、速やかに警戒区域を設定する。
- イ 市長等は、警戒区域を設定した場合は、速やかに警察等防災関係機関に連絡し、協力を求める。
- ウ 設定した警戒区域においては、ガス検知器により状況を把握し、必要に応じ警戒区域を変更する。

- エ 発災事業所の自衛防災組織は、速やかに閉止作業を実施するとともに、事業所内に応援隊の集結場所を明示する。
- オ 可燃性ガスの場合は、火気の使用中止を徹底する。
- カ 水利部所は、風上、風横のものを使用する。
- キ 警戒区域内への進入の際には、必ず空気呼吸器等の保護具を装着させ、噴霧筒先を重点的に配備し、援護注水を行う。
- ク 警戒区域内での噴霧筒先は固定し、隊員は、安全な場所へ退避させる。
- ケ 中和反応による発熱については特に注意し、周囲の危険物等の除去を行う。
- コ 閉止作業は、援護噴霧注水のもとに、風上より実施する。

(4) 発災事業所の措置

- ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- イ 閉止作業及び残ガスや漏えい物の緊急移送等の防御活動
- ウ 周辺住民への広報活動
- エ 周辺事業所、他の特定事業所へ通報及び協力要請
- オ 応援隊の受入れ体制の整備
- カ 防御活動に対する助言
- キ 緊急事態に対する体制の整備
- ク その他災害の規模に応じた措置

(5) 防災関係機関の措置

- ア 市
 - (ア) 警戒区域の設定
 - (イ) 防災関係機関への協力要請
 - (ウ) 周辺住民に対する広報活動
 - (エ) 危険地域の住民に対する避難の勧告及び指示
- イ 市消防部
 - (ア) 防御活動
 - (イ) 被災者の救急救助
 - (ウ) その他災害の規模に応じた必要な措置
- ウ 県警察
 - (ア) 災害情報の収集及び伝達
 - (イ) 警戒区域内への立入禁止等
 - (ウ) 被災者の救助
 - (エ) 避難の指示及び誘導
 - (オ) 緊急通行車両の通行の確保
 - (カ) 災害現場周辺の警備並びに広報活動
 - (キ) その他災害の規模に応じた必要な措置

エ 海上保安部

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 海上からの防御活動及び被災者の救助
- (エ) 現場付近海域における火気使用禁止措置
- (オ) 航泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
- (カ) 現場付近海域の船舶の移動
- (キ) その他災害の規模に応じた措置

オ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画に定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

3 石油等流出防御応急計画

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について定める。

なお、危険物タンク等の陸上施設からの流出油については、防油堤内に留まると予想されるが、堤外へ流出した場合の対策も考慮する。

(1) 実施機関

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油防御等の活動は、自衛防災組織、共同防災組織、海上保安部、港湾管理者、県及び市がそれぞれ協力して行う。

なお、海上流出油に対応するため必要に応じ「静岡県沿岸排出油等防除協議会」、「石油連盟海水油汚濁処理協力機構静岡支部」、及び「清水港石油災害防止会」等の組織の効果的な運営を図る。

(2) 防御活動の分担

ア 陸上における防御活動の分担

- (ア) 流出油の拡大防止及び回収作業等は自衛防災組織が行う。
- (イ) 流出油がさらに拡大するおそれがある場合、又は拡大した場合は、他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行う。
- (ウ) 火気使用禁止及び火災予防警戒は、消防長の指揮により自衛防災組織、共同防災組織及び市消防部が行う。
- (エ) 消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。
- (オ) 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

イ 海上における防御活動の分担

- (ア) 海上への流出油及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油の防除作業は、自衛防災組織、共同防災組織及び船舶所有者（タンカー等からの流出の場合に限る。）が行う。

(イ) 海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置は海上保安部長が行う。

(ウ) 流出油が海上に及んだ場合の陸上での火気使用禁止及び火災予防警戒は、消防長の指揮により自衛防災組織及び市消防部が行う。

(エ) タンカー等から油が流出した場合の船長又は船舶所有者に対する防除措置等の指示、命令は、海上保安部長が行う。

(3) 発災事業所の措置

- ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- イ 流出源の閉止及び拡大防止措置
- ウ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- エ 火気使用禁止措置
- オ 事業所内での危険区域の設定
- カ 住民に対する広報活動
- キ 流出油の回収措置
- ク 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ケ 応援隊の受入れ体制の整備
- コ 防除資機材の緊急配備及び防除要員の派遣措置
- サ 緊急事態に対する体制の整備
- シ その他災害の規模に応じた措置

(4) 防災関係機関の措置

- ア 市
 - (ア) 災害情報の収集及び伝達
 - (イ) 住民に対する広報
 - (ウ) 危険地域の住民に対する避難の勧告及び指示
 - (エ) 警戒区域の設定
 - (オ) 防災資機材の調達搬入
 - (カ) 他市町長に対する応援要請
 - (キ) その他災害の規模に応じた必要な措置
- イ 市消防部
 - (ア) 災害情報の収集及び伝達
 - (イ) 陸上での火気使用禁止措置
 - (ウ) 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
 - (エ) 人命救助及び負傷者等の救急搬送
 - (オ) 海上保安部との連絡調整
 - (カ) その他災害の規模に応じた必要な措置
- ウ 海上保安部

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 航泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
- (エ) 現場付近海域における火気使用禁止措置
- (オ) 流出油の防除措置
- (カ) 原因者がとるべき措置の指示
- (キ) 現場海域の船舶の移動
- (ク) 協議会に対する協力要請
- (ケ) その他災害の規模に応じた必要な措置

エ 県警察

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 警戒域内への立入禁止等
- (ウ) 被災者の救助
- (エ) 避難の指示及び誘導
- (オ) 緊急通行車両の通行の確保
- (カ) 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- (キ) その他災害の規模に応じた措置

オ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画に定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

4 接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画

タンカー等の火災の防御及び拡大を防止するための応急対策について定める。

(1) 実施機関

- ア 防御活動は、市消防部、海上保安部、自衛防災組織及び共同防災組織が一体となつて行う。
- イ 火災の規模により更に消防力を必要とする場合、特別防災区域内の特定事業者は、協定に基づきその保有する消防隊を出動させて応援するとともに、市長は必要に応じ隣接市町長に対して応援を要請する。

(2) 防御活動の分担

- ア タンカー等の消火活動は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施する。
なお、自衛防災組織及び共同防災組織の行う防御活動に対する指示は、陸上にあつては消防長、海上にあつては海上保安部長が行う。
- イ 消防長及び海上保安部長は、それぞれ相互に連絡を密にし、消防力を適正配置して防御活動を行う。
- ウ その他の応援隊の分担については、陸上施設の火災応急対策に準じて行う。

(3) 消火活動の基本

- ア 陸上からの消火活動の基本は、陸上施設の消火活動の基本に準じて行う。
- イ 海上からの消火活動の基本は、次のとおりとする。
 - (ア) 海上保安部長は、巡視船艇を現場に出動させ自衛防災組織及び共同防災組織に対し必要な指示をするとともに、消火活動を実施する。
 - (イ) 海上保安部長は、必要に応じ周辺海域の船舶に対し、避難勧告及び航行の制限並びに禁止を行う。
- ウ 自衛防災組織及び共同防災組織は、残油の抜き取りが可能なときは、消防長又は海上保安部長の指示により油の抜き取り作業を実施する。

(4) 発災事業所の措置

- ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- イ 必要に応じ関係施設の運転停止
- ウ 近接導管等の管理者に対する通報と周辺事業所への通報及び協力要請
- エ 船長及び乗組員に対する応急対策の指示
- オ 自衛防災組織による防御活動
- カ 消防機関等の受入れ体制の整備
- キ 周辺住民への広報活動
- ク 緊急事態に対する体制の整備
- ケ その他火災の規模等に応じた措置

(5) 防災関係機関の措置

- ア 市
 - (ア) 防災関係機関への協力要請
 - (イ) 隣接市町に対する応援要請
 - (ウ) 防災資機材の調達搬入
 - (エ) 周辺住民に対する広報活動
 - (オ) 危険地域内の住民に対する避難の勧告及び指示
 - (カ) 警戒区域の設定
 - (キ) その他災害の規模に応じた必要な措置
- イ 市消防部
 - (ア) 防御活動
 - (イ) 海上保安部等との連絡調整
 - (ウ) 人命救助及び緊急輸送
 - (エ) 自衛防災組織及び共同防災組織に対する指示
 - (オ) 原因者がとるべき措置の指示
 - (カ) その他災害の規模に応じた必要な措置
- ウ 海上保安部

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 海上からの防御活動
- (エ) 航泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
- (オ) 現場付近海域における火気使用禁止措置
- (カ) 原因者がとるべき措置の指示
- (キ) 現場海域の船舶の移動
- (ク) その他災害の規模に応じた必要な措置

エ 県警察

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 警戒区域内への立入禁止等
- (ウ) 被災者の救助
- (エ) 避難の指示及び誘導
- (オ) 緊急通行車両の通行の確保
- (カ) 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- (キ) その他災害の規模に応じた措置

オ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画に定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第2節 自然災害応急対策計画

特別防災区域に係る東海地震、東南海・南海地震等の地震、津波又はその他の異常な自然現象による二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、地震、津波等の自然災害により広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった防災本部組織の運用を図り、必要に応じ県地域防災計画等に定める災害応急対策計画を準用するものとする。

1 地震災害に対する措置

(1) 特定事業者の措置

ア 地震情報の収集

イ 危険物施設等の緊急予防措置の実施

特定事業者は、あらかじめ危険物施設等の緊急予防措置基準等を定めておき、地震が発生した場合、震度のレベルに応じて、自社基準に従い措置を講じる。

ウ 事業所内の火気使用を制限若しくは禁止する。

エ 自衛防災組織及び共同防災組織の出動の準備を行う。

オ 事業所内の施設及び設備等について、次の事項について点検し、その結果を市消防部に報告する。

(ア) 石油等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無並びに危険物等の漏洩の有無

(イ) 防油堤及び流出防止堤等の破損並びに亀裂の有無

(ウ) 防消火設備等の機能の適否

(エ) 緊急遮断弁等安全装置類の機能の適否

(オ) 電力及び通信設備の機能の適否

カ 点検の結果、設備等に異常があった場合は、直ちに応急措置を実施する。

キ 周辺地域の状況把握

(2) 防災関係機関の措置

ア 市

(ア) 地震情報を収集し、特定事業所へ通報する。

(イ) 特別防災区域の周辺の被害状況を調査し把握する。

(ウ) 地震災害の状況により、速やかに応急対策が講じられるよう体制を整備する。

イ 海上保安部

(ア) 地震情報の収集

(イ) 船舶及び関係機関に対して、地震等に関する情報の周知

(ウ) 船舶に対する航行規制の措置

(エ) 水路調査、航路障害物の除去等災害応急対策に必要な物資、資機材等の緊急輸送を確保するため船舶の通行禁止又は制限

ウ 県警察

- (ア) 道路、橋梁の破損、決壊等の状況を調査、把握し、総合的な交通規制を実施する。
- (イ) 危険箇所の警戒・警備、犯罪の予防、パニックの防止措置を行う。
- (ウ) 避難及び緊急車両の交通確保のため交通規制を実施する。
- (エ) 住民等の避難の指示及び誘導を市、市消防部と協力して実施する。

エ 道路管理者及び港湾管理者

- (ア) 緊急輸送路の確保に努める。
- (イ) 道路構造の安全のための必要な措置を実施する。

2 津波、高潮及び台風対策

(1) 特定事業所の措置

- ア 津波等の情報を収集する。
- イ 荷役中の船舶の荷役作業を中止させ、直ちに離岸し安全な場所に避難させる。
- ウ 浮遊するおそれがある物件を除去又は固定するとともに、排水口の閉鎖等の措置を講ずる。
- エ 自衛防災組織及び共同防災組織の出動準備体制を整える。
- オ 事業所内の施設及び設備等について、次の事項について点検し、その結果を市消防部に報告する。
 - (ア) 石油等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無並びに危険物等の漏洩の有無
 - (イ) 防油堤及び流出防止堤等の破損並びに亀裂の有無
 - (ウ) 防消火設備等の機能の適否
 - (エ) 緊急遮断弁等安全装置類の機能の適否
 - (オ) 電力及び通信設備の機能の適否
- カ 隣接事業所の被害状況を把握する。
- キ 湛水排除作業を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア 市

- (ア) 津波等の情報を収集し、特定事業所等へ通報する。
- (イ) 特別防災区域及び周辺の被害状況を調査、把握する。
- (ウ) 津波等の情報に基づき避難の広報を実施する。
- (エ) 住民等の避難の指示及び誘導を県警察と協力して実施する。

イ 海上保安部

- (ア) 船舶等に対し警報を伝達し、避難の指示を行う。
- (イ) 巡視船艇を出動させ、避難の指導及び警戒等の措置を講ずる。
- (ウ) 救助を要する者がある場合は、巡視船艇により救助を行う。

ウ 県警察

- (ア) 道路、橋梁の破損、決壊等の状況を調査、把握し、総合的な交通規制を実施する。

- (イ) 危険箇所の警戒・警備、犯罪の予防、パニックの防止措置を行う。
- (ウ) 避難及び緊急車両の交通確保のため交通規制を実施する。
- (エ) 住民等の避難の指示及び誘導を市、市消防部と協力して実施する。

エ 港湾管理者

地震災害の状況により、津波災害を防ぐため、防潮扉、桶門の閉鎖等応急対策を講ずる。

第3節 災害広報計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、民心の安全を図るための広報活動が、的確かつ円滑に遂行できるように努めるものとする。

また、避難後の広報においても、安否状況、応急対策の実施状況等について、被災者への迅速かつ的確な情報提供に努めるものとする。

1 実施機関

広報活動の実施は、特定事業者、市、県警察、海上保安部及び防災本部が一体となって行う。

2 広報活動の分担

- (1) 特定事業者は、緊急の場合、自らの判断において広報活動を実施するとともに、市長から指示があった場合は、速やかに実施する。
- (2) 市長は、災害の発生を知ったとき又はそのおそれがある場合であって、広報活動の必要を認めるときは、速やかに実施するとともに、特定事業者に対し広報活動の実施を指示する。
- (3) 県警察は、災害現場において広報の必要を認めた場合は速やかに実施する。
- (4) 海上保安部は、海上において広報の必要を認めた場合は速やかに実施する。
- (5) 防災本部は、災害の規模及び拡大状況からみて災害が広範囲に及ぶと予想される場合は、報道機関の協力を得て広報活動を実施する。

3 広報活動の基本

- (1) 広報の内容は、おおむね次のとおりとする。また、これらの内容については、状況の変化が無い場合でも、定期的に広報を行うこととする。
 - ア 災害の発生状況
 - イ 災害の拡大状況
 - ウ 周辺住民への措置
 - エ 避難の勧告及び指示並びに避難場所
 - オ 災害応急対策の実施状況
 - カ 住民の安全・安心に関する情報（危険地域の範囲、煙の影響、異臭の影響等）
 - キ その他必要な事項

4 特定事業者の措置

- (1) 広報活動
- (2) 市長からの指示に基づく広報活動
- (3) 他の特定事業者に対する協力要請
- (4) 連絡要員の配置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 広報活動
 - イ 特定事業者に対する広報活動の指示
- (2) 県警察
 - 現場広報活動
- (3) 防災本部
 - ア テレビ、ラジオによる広域的な広報活動
 - イ 市等防災関係機関による広報活動の実施状況の把握
 - ウ 防災関係機関等相互の広報活動状況の連絡調整

6 報道機関への協力

防災関係機関及び特定事業者は、報道機関が行う取材活動に対しできる限り協力する。

テレビ	ラジオ
日本放送協会静岡放送局 静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ	日本放送協会静岡放送局 静岡放送株式会社 静岡エフエム放送株式会社 株式会社シティエフエム静岡 株式会社エフエムしみず

第4節 避難計画

特別防災区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難措置を講ずるものとする。

1 実施機関

- (1) 避難勧告、指示及び誘導は、市、県警察及び海上保安部が行う。
- (2) 従業員に対する避難の指示は、特定事業者が行う。

2 勧告及び指示の基準

- (1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難を指示する。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることが出来ないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難を指示する。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
- (3) 知事は、災害の発生により市がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。
- (4) 特定事業者は、緊急の場合、地域住民に対して避難の広報を行わなければならない。また、必要に応じて、従業員等に対して避難を指示しなければならない。

3 勧告及び指示の内容

避難の勧告及び指示を行う際は、次の事項を伝達し避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 避難勧告又は指示が出された地域名
- (2) 避難経路及び避難先
- (3) 避難時の服装、携行品等
- (4) 避難行動における注意事項

4 勧告及び指示の伝達方法

市長は、危険地域の住民に対して勧告又は指示をしたときは、ただちに対象地区内の自主防災組織等の責任者へ通報する。また、同報無線等の活用及び警察官、海上保安官及び消防機関の協力を得て、対象地区の住民等に周知する。

第5節 警戒・警備計画

特別防災区域において災害が発生し、若しくは拡大するおそれがある場合には、住民の生命、身体に対する危険防止のために必要に応じて警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入を制限若しくは禁止し、又はその区域から退去させる。

1 実施機関

市、市消防部、県警察、海上保安部

2 警戒区域の種類実施内容

- (1) 火災警戒区域
- (2) 海上警戒区域
- (3) その他の警戒区域

3 防災関係機関の措置

(1) 市

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において必要があると認めるときは、警戒区域を設置し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

警戒警備にあたっては、警察署及び防災関係機関と協力して行うものとする。

(2) 県警察

市長から警戒区域の設定について要求があったとき、又は市長が現場にいないときは、警戒区域を設定し、立入禁止等必要な措置をとる。

また、警戒区域内及びその周辺における危険防止と犯罪の予防、取締りを行う。

(3) 海上保安部

災害の発生又は発生するおそれのある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域として設定し、船舶の航行規制等、必要な措置を講じる。

また、災害発生地域周辺海域において、犯罪の予防、取締りを行う。

第6節 交通規制対策計画

災害時において物資及び防災資機材等の緊急輸送並びに災害現場付近における人命の危険防止等を行うための交通規制が、的確かつ円滑に実施できるように努める。

1 実施機関

県警察及び海上保安部

2 交通規制の目的

- (1) 避難経路の確保
- (2) 緊急通行車両及び船舶の通行路の確保
- (3) 危険区域への立入禁止等
- (4) 海上交通安全の確保

3 交通規制の方法

(1) 避難経路の確保

市長の避難勧告及び指示に基づき、住民が安全かつ円滑に避難できるように道路を確保し、一般車両等の通行を禁止又は制限する等の必要な措置を講じる。

(2) 緊急通行車両の通行路の確保

災害応急対策用緊急輸送車両等が、安全かつ迅速に運行できるよう通行路の確保を行うとともに、一般車両の通行を禁止又は制限する等の措置を講じる。

(3) 災害現場付近の混雑緩和

災害によって生ずる幹線道路の障害の程度に応じ、必要な箇所に検問所を設置し、緊急通行車両の円滑な通行を図るほか、一般車両の迂回誘導等を行う。

(4) 海上交通安全の確保

海上の交通安全を確保するため、海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

4 交通規制の広報

交通規制を実施した場合は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域又は区間及び迂回路等を広報するほか、立て看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

5 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、県地域防災計画の定めを準用する。

第7節 救出・救急医療対策計画

災害現場における災害により負傷した者を救出、救護し又は行方不明者を捜索し、人的被害の防止の軽減を図るものとする。

1 救出応急対策

(1) 実施機関

特定事業者、市消防部、県警察及び海上保安部がそれぞれ協力して行う。

(2) 救出を必要とする場合は、次のとおりとする。

- ア 火災又は爆発現場に取り残された場合
- イ 地震等により倒壊建物の下敷きになった場合
- ウ 水害等により孤立し、あるいは流された場合
- エ 毒ガス発生等により救出を必要とする場合
- オ その他

(3) 特定事業所の措置

- ア 特定事業所の自衛防災組織又は共同防災組織の要員は、災害発生後、ただちに被災者の救出災業に従事する。
- イ 特定事業者は、消防機関の救助隊到着後は、消防機関の指揮下で被災者の救出作業に従事する。
- ウ 消防機関は警察官、海上保安官、自衛隊員と連携して被災者の救出作業に従事する。

(4) 市消防部、県警察及び海上保安部

- ア 救出活動及び負傷者の搬送
- イ 医療機関（医療班）との連絡調整
- ウ その他災害の状況に応じた措置

(5) 防災関係機関の措置

- ア 市は、当該市の救助力のみでは救出活動に支障が生じると判断した場合は、県に対し、隣接市町、自衛隊等の応援を求める。
- イ 県は、被害状況及び救出活動の状況を把握し、被災市への救出活動の応援を必要と認めた場合、又は市から救出活動の応援要請があった場合は、他の市町、自衛隊等に対し応援を要請する。

2 救急医療対策

(1) 実施機関

- ア 特定事業者は、速やかに救急医療搬送活動を行う。
- イ 災害現場における救急医療活動は、市長の要請により、公立病院、日赤静岡県支部及び医師会の協力に基づき行う。
- ウ 救急搬送は、消防長及び市長の要請により、県、日赤静岡県支部及び自衛隊が協力して行

う。

(2) 救急医療活動の分担

- ア 負傷者等の応急手当及び救急搬送は、市及び医療機関並びに特定事業者が相互に協力して行う。
- イ 負傷者等の収容施設の手配準備等については、市において行う。
- ウ 当該市域内の医療機関で措置できない負傷者等があり、陸上搬送が困難な場合又は速やかに専門医療機関へ搬送する必要がある場合は、県の防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターにより空輸する。

(3) 特定事業者の措置

- ア 救急医療活動
- イ 救急医療が必要な場合の市長に対する連絡
- ウ 医療機関への協力
- エ 日赤静岡県支部への協力
- オ その他

(4) 防災関係機関の措置

- ア 市
 - (ア) 市所管の医療機関による医療班の編成
 - (イ) 現地救護所の設置
 - (ウ) 市域内の医療機関に対する出動要請
 - (エ) 負傷者等の収容施設の手配
 - (オ) 日赤静岡県支部及び医師会に対する応援要請
 - (カ) 知事に対する自衛隊の派遣要請の要求
 - (キ) その他災害の規模に応じた必要な装置
- イ 市消防部
 - (ア) 負傷者の搬送
 - (イ) その他災害の規模に応じた必要な措置
- ウ 医療機関
 - (ア) 市長の要請に基づく医療班の現地出動
 - (イ) 負傷者の応急手当及び搬送
 - (ウ) 負傷者等の収容施設への受入れ
 - (エ) その他災害の規模に応じた必要な措置
- エ 県
 - (ア) 静岡県立病院機構、災害拠点病院、日赤静岡県支部及び医師会に対する応援要請
 - (イ) 県立病院、災害拠点病院等への収容
 - (ウ) その他災害の規模に応じた必要な措置

オ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第8節 防災資機材調達・輸送計画

災害が発生し、応急対策に要する防災資機材等の不足をきたした場合、又はそのおそれがある場合、防災関係機関等は迅速に資機材等の調達及び輸送を行い、応急対策の万全を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 災害時における資機材等の調達輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が自ら又は協定等に基づき行う。
- (2) 災害応急対策実施機関において資機材等の調達及び輸送が困難なときは、他の防災関係機関等の応援を求めて実施する。

2 調達手続

資機材を調達する場合は、調達先に対して次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする資機材等の名称及び数量
- (3) 輸送方法及び区間
- (4) その他必要な事項

3 輸送力の確保

(1) 輸送方法

次の方法のうち、資機材等の種類及び災害状況等を総合的に判断して、最も適切な方法による。

- ア トラック等による輸送
- イ 船舶による輸送
- ウ 航空機による輸送

(2) 車両の確保

実施機関が所有するトラック等の車両による輸送の確保ができないときには、次の車両について、借上げ等の措置を講じる。

- ア 公共機関及び公共団体の車両
- イ 運送業者等所有の車両
- ウ 中部運輸局静岡運輸支局に対する陸上輸送措置のあつせん又は調整の要請
- エ その他の自家用車両

(3) 船舶の確保

- ア 海上保安部所属船艇の出動要請
- イ 中部運輸局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請
- ウ 公共機関及び公共的団体が所有する船舶による輸送の協力要請

(4) 自衛隊災害派遣による輸送力の確保

第9節 応援要請計画

防災関係機関及び特定事業者は、大規模な災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは次により応援を要請し、災害の拡大防止に努めるものとする。

ただし、救出応援要請については第7節に、自衛隊災害派遣要請については、静岡県地域防災計画によるものとする。(資料第1-6「自衛隊派遣要請計画」参照)

1 要請者

- (1) 相互応援協定締結市町に対する応援要請
市長
- (2) 消防庁に対する緊急消防援助隊の応援要請
知事
- (3) 指定行政機関、指定地方行政機関（特定地方行政機関を除く。）、公共的機関、公共的団体及び防災上重要な施設管理者に対する応援要請
知事又は市長

2 応援要請

応援要請は、次の事項を明らかにして、文書、口頭又は電話等により行う。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする資機材等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする職種人員
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3 防災本部への報告

応援要請を行った市長及び特定事業者は、応援要請先及び要請の内容を速やかに防災本部長へ報告する。

第8章 災害復旧計画

特別防災区域に係る災害発生施設の応急復旧及び並行して実施する公共施設の災害応急復旧について、速やかな実施及び早期の完了を図るものとする。

第1節 災害復旧の基本方針

特別防災区域に係る災害が発生した特定事業者等及び特別防災区域に係る災害により被災した公共施設の管理者は、必要な災害応急措置を講じるとともに、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発を防止するため必要な施設の改良等を積極的に行い、関連事業とも調整を図りながら災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

第2節 公共施設等の災害復旧

1 ライフライン等の災害応急対策

住民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼす電気、ガス、水道及び電話通信回線等のライフライン、並びに救援物資、応急復旧資材の輸送を確保するための道路、港湾等の機能の早期回復を図るため、関係機関は速やかに災害応急復旧工事を施工するほか、その他の公共施設についても、その緊急度に応じて可能な限り早期復旧に努める。

2 災害復旧事業

石油コンビナート等防災計画に関連する主要な災害復旧事業は次のとおり。

- (1) 電力災害復旧事業
- (2) ガス災害復旧事業
- (3) 水道災害復旧事業（上水道、工業用水道）
- (4) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 港湾災害復旧事業
- (5) 都市災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) その他の災害復旧事業

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

1 防災関係機関

防災関係機関は、特定事業者等が行う災害復旧対策が円滑に行えるよう資機材の調達あっせん及び被災施設の復旧、改良に係る指導、助言に努める。

2 特定事業者

特定事業者等は、災害復旧に必要な資機材の確保に努めるほか、被災施設の復旧にあたっては、再発を防止するため被害状況の検証を行い、災害に強い施設づくりに努める。